

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2019年9月26日提出
【計算期間】	第22特定期間(自 2019年1月16日至 2019年7月16日)
【ファンド名】	欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（欧州通貨コース） 欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（円コース） 欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（豪ドルコース）
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O兼代表取締役社長 中川 順子
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目 1 2 番 1 号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目 1 2 番 1 号
【電話番号】	03-3241-9511
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

欧州通貨^{*1}建ての高利回り事業債（「ハイ・イールド・ボンド」または「ハイ・イールド債」といいます。）を実質的な主要投資対象^{*2}とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

ファンドは、欧州通貨建てのハイ・イールド債を主要投資対象とする円建ての外国投資信託である「PIMCOケイマン・ヨーロピアン・ハイ・イールド・ファンド」と、円建ての国内籍の投資信託である「野村マネー マザーファンド」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

*1 ファンドにおいて欧州通貨とは、ユーロや英ポンドなど欧州各国で自国通貨として流通している通貨をいいます。

*2 「実質的な主要投資対象」とは、前述のファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、投資する外国投資信託において為替取引手法の異なる、3本のスイッチング可能なファンド（欧州通貨コース、円コース、豪ドルコース）から構成されています。

[欧州通貨コース] 欧州通貨建て以外の資産に投資を行なった場合、原則として当該通貨を売り、ユーロを買う為替取引を行なう外国投資信託に投資を行ないます。

[円コース] 組入資産を、原則として対円で為替ヘッジを行なう外国投資信託に投資を行ないます。

[豪ドルコース] 組入資産について、原則として、実質的に当該組入資産にかかる通貨を売り、豪ドルを買う為替取引を行なう外国投資信託に投資を行ないます。

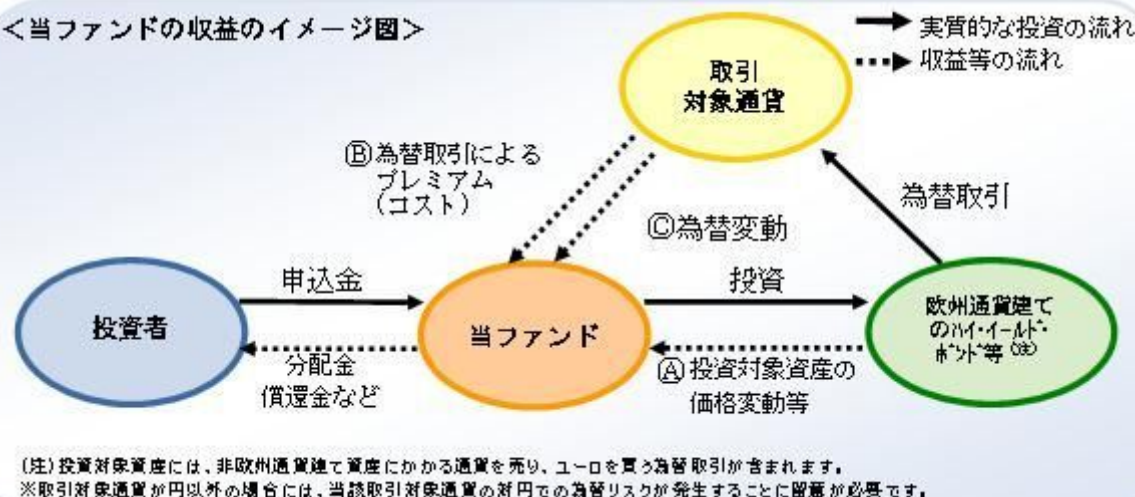
毎月決算を行ない、每期分配します。分配金額は、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

決算日は、原則として毎月13日（当該日が休業日の場合は翌営業日）とします。

■当ファンドの収益のイメージ■

- 当ファンドは、投資対象資産の運用に加えて、為替取引による通貨の運用も行なっております。

＜当ファンドの収益のイメージ図＞



- 各コースの収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。これらの収益源に相応してリスクが内在していることに留意が必要です。（括弧内は、損失やコストの発生要因を表します。）

①

②

③

◆豪ドルコース

$$\text{収益の源泉} = \text{投資対象資産の利子・配当等収入 値上がり（値下がり）} + \text{為替取引によるプレミアム（コスト）} + \text{為替差益（差損）}$$

◆円コース

$$\text{収益の源泉} = \text{投資対象資産の利子・配当等収入 値上がり（値下がり）} + \text{為替取引によるプレミアム（コスト）} + \text{収益源となりません ※1}$$

◆欧州通貨コース

$$\text{収益の源泉} = \text{投資対象資産の利子・配当等収入 値上がり（値下がり）} + \text{収益源となりません} + \text{為替差益（差損） ※2}$$

- 1 円コースでは、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。
- 2 欧州通貨コースでは、原則として対円で為替ヘッジを行わないため、欧州通貨の対円での為替変動の影響を受けます。

収益を得られるケース	・金利の低下 ・発行体の信用状況の改善 等	・取引対象通貨の短期金利 > 欧州通貨の短期金利	・円に対して取引対象通貨高
	債券価格等の上昇	プレミアム （金利差相当分の収益） の発生	為替差益の発生
損失やコストが発生するケース	・金利の上昇 ・発行体の信用状況の悪化 等	コスト （金利差相当分の費用） の発生	為替差損の発生
	債券価格等の上昇	・取引対象通貨の短期金利 < 欧州通貨の短期金利	・円に対して取引対象通貨安

取引対象通貨が新興国通貨の場合などは、為替取引によるプレミアム / コストに短期金利差がそのまま反映されない場合があります。
市況動向等によっては、上記の通りにならない場合があります。

■ 信託金の限度額 ■

受益権の信託金限度額は、各ファンドにつき5,000億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度

額を変更することができます。

< 商品分類 >

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に**網掛け表示**しております。

（欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（欧州通貨コース））

（欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（豪ドルコース））

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国 内	株 式
	海 外	債 券
追 加 型		不動産投信
	内 外	その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (債券 社債 低格付債))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型				

各ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

（欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（円コース））

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
追 加 型	内 外	その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回			
	年4回	日本		
債券 一般	年6回	北米	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)
公債	(隔月)	欧州		
社債				
その他債券 クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (債券 社債 低格付債))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型				

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。
 なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（2013年2月21日現在）

< 商品分類表定義 >

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1) 国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1) 株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1) インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分表定義 >

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1) 一般...次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 大型株...目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 中小型株...目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1) 一般...次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 公債...目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 社債...目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4) その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

- (5) 格付等クレジットによる属性... 目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信...これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1) 資産配分固定型... 目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2) 資産配分変更型... 目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1) 年1回... 目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2) 年2回... 目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3) 年4回... 目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4) 年6回(隔月)... 目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5) 年12回(毎月)... 目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6) 日々... 目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他... 上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1) グローバル... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1) ファミリーファンド... 目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ... 「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり... 目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし... 目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数... 上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

[特殊型]

- (1) ブル・ベア型... 目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨

の記載があるものをいう。

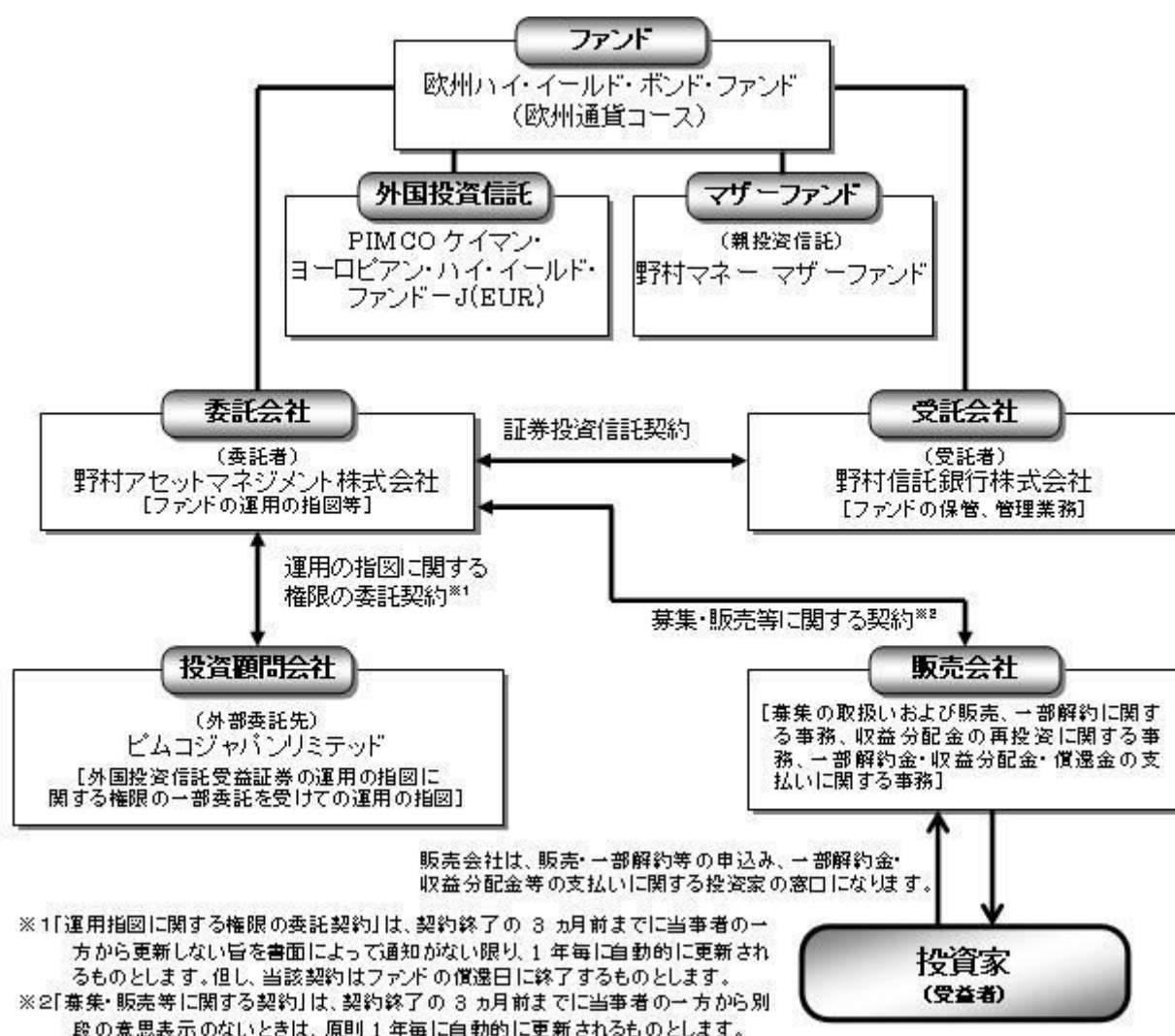
- (2)条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型/絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2)【ファンドの沿革】

2008年8月11日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

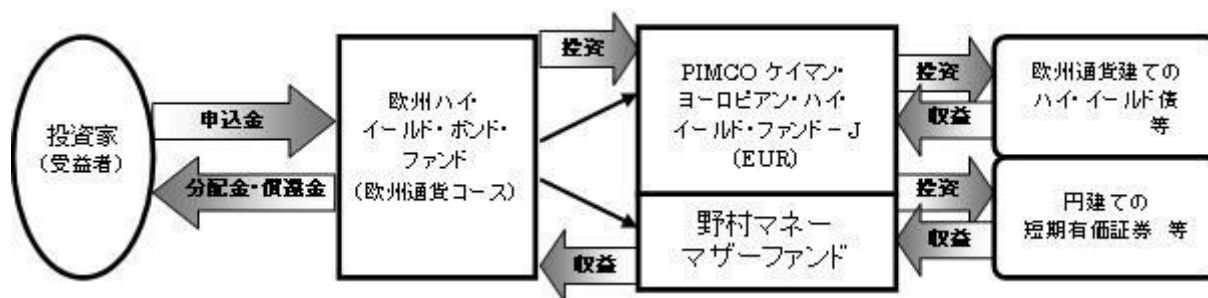
(3)【ファンドの仕組み】

< 欧州通貨コース >



■ ファンド・オブ・ファンズ方式について ■

ファンドは「PIMCOケイマン・ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド-J(EUR)」および「野村マネー マザーファンド」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

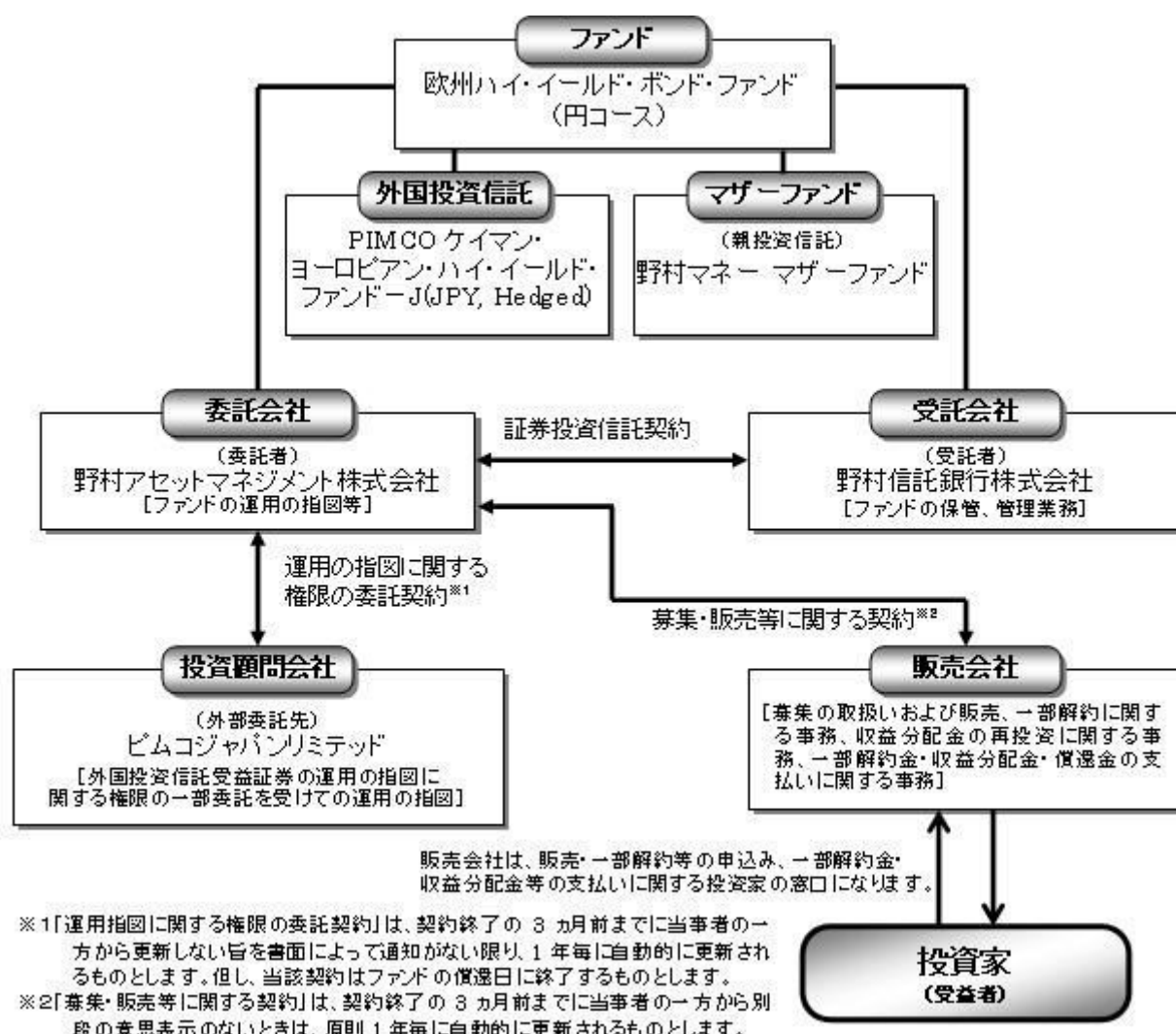


マザーファンドの運用の方針等については、「第1ファンドの状況 2 投資方針(参考)マザーファンドの概要」をご参照ください。

販売会社との契約によっては、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。

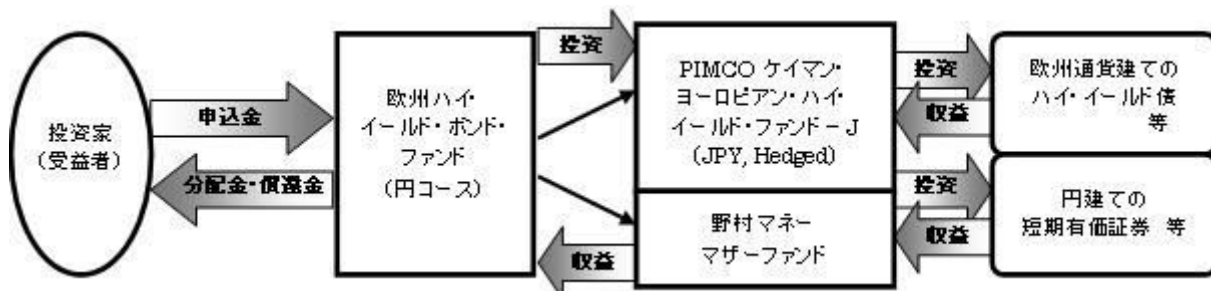
ファンドは、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資をする場合があります。

<円コース>



■ ファンド・オブ・ファンズ方式について ■

ファンドは「PIMCOケイマン・ヨーロピアン・ハイ・イールド・ファンド - J(JPY, Hedged)」および「野村マネーマザーファンド」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

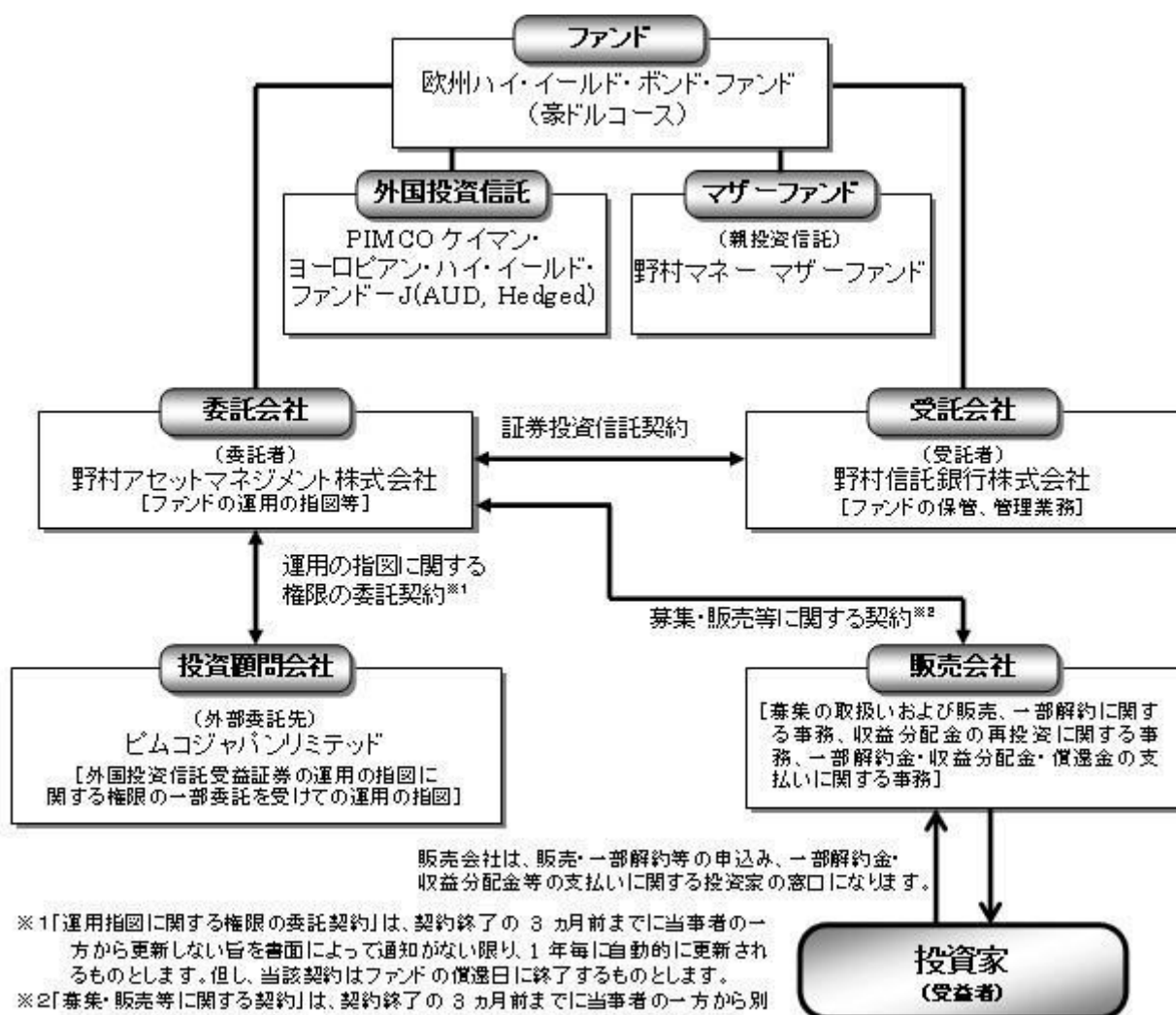


マザーファンドの運用の方針等については、「第1ファンドの状況 2 投資方針(参考)マザーファンドの概要」をご参照ください。

販売会社との契約によっては、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。

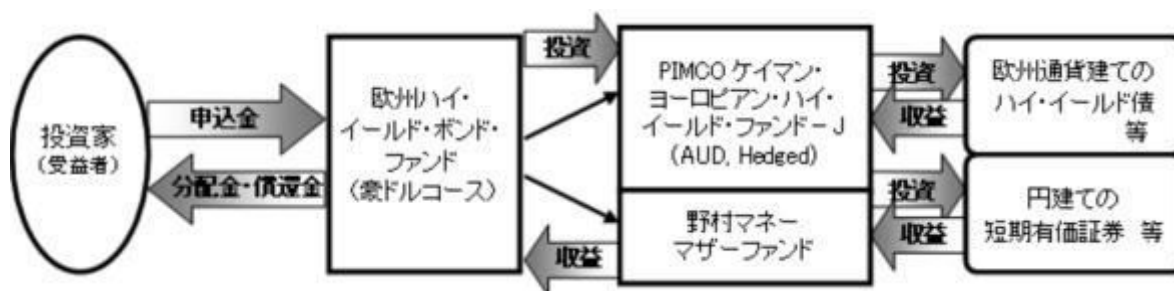
ファンドは、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資をする場合があります。

<豪ドルコース>



■ ファンド・オブ・ファンズ方式について ■

ファンドは「PIMCOケイマン・ヨーロピアン・ハイ・イールド・ファンド - J(AUD, Hedged)」および「野村マネー マザーファンド」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



マザーファンドの運用の方針等については、「第1ファンドの状況 2 投資方針(参考)マザーファンドの概要」をご参照ください。

販売会社との契約によっては、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。

ファンドは、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資をする場合があります。

■ 委託会社の概況(2019年8月末現在) ■

・ 名称

野村アセットマネジメント株式会社

・ 本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目12番1号

・ 資本金の額

17,180百万円

・ 会社の沿革

1959年12月1日

野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・ 大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

< 欧州通貨コース >

「PIMCOケイマン・ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド-J(EUR)」受益証券および「野村マネーマザーファンド」受益証券への投資比率は、通常の状態においては、「PIMCOケイマン・ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド-J(EUR)」への投資を中心とします。

また、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および、流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

通常の状態においては、「PIMCOケイマン・ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド-J(EUR)」受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。



- ・「PIMCOケイマン・ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド・J(EUR)」は、欧州通貨建てのハイ・イールド債およびその派生商品に投資を行います。

欧州通貨建て以外の資産に投資を行なった場合、原則として当該通貨を売り、ユーロを買う為替取引を行ないます。

詳しくは後述の「(参考)投資対象とする外国投資信託について」をご参照ください。

- ・「野村マネー マザーファンド」は、円建ての公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

詳しくは後述の「(参考)マザーファンドの概要」をご参照ください。

<円コース>

「PIMCOケイマン・ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド・J(JPY, Hedged)」受益証券および「野村マネー マザーファンド」受益証券への投資比率は、通常の場合においては、「PIMCOケイマン・ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド・J(JPY, Hedged)」への投資を中心とします。

また、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および、流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

通常の場合においては、「PIMCOケイマン・ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド・J(JPY, Hedged)」受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。



- ・「PIMCOケイマン・ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド・J(JPY, Hedged)」は、欧州通貨建てのハイ・イールド債およびその派生商品に投資を行います。

組入資産を、原則として対円で為替ヘッジを行ないます。

詳しくは後述の「(参考)投資対象とする外国投資信託について」をご参照ください。

- ・「野村マネー マザーファンド」は、円建ての公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

詳しくは後述の「(参考)マザーファンドの概要」をご参照ください。

<豪ドルコース>

「PIMCOケイマン・ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド・J(AUD, Hedged)」受益証券および「野村マネー マザーファンド」受益証券への投資比率は、通常の場合においては、「PIMCOケイマン・ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド・J(AUD, Hedged)」への投資を中心とします。

ピアン・ハイ・イールド・ファンド - J(AUD, Hedged)」への投資を中心とします。

また、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および、流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

通常の場合においては、「PIMCOケイマン・ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - J(AUD, Hedged)」受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。



- ・「PIMCOケイマン・ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - J(AUD, Hedged)」は、欧州通貨建てのハイ・イールド債およびその派生商品に投資を行ないます。

組入資産について、原則として、実質的に当該組入資産にかかる通貨を売り、豪ドルを買う為替取引を行ないます。

詳しくは後述の「(参考)投資対象とする外国投資信託について」をご参照ください。

- ・「野村マネー マザーファンド」は、円建ての公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

詳しくは後述の「(参考)マザーファンドの概要」をご参照ください。

各ファンドは「ピムコジャパンリミテッド」に外国投資信託受益証券の運用に関する権限を委託します。

運用にあたっては、運用の指図に関する権限のうち、次に関する権限を次の者に委託します。

< 欧州通貨コース >

委託する範囲	: PIMCOケイマン・ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - J(EUR)受益証券の運用
委託先名称	: ピムコジャパンリミテッド
委託先所在地	: 東京都 港区
委託に係る費用	: 上記の委託を受けた者が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から支払うものとし、その報酬額は、信託財産に属するPIMCOケイマン・ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - J(EUR)受益証券の時価総額の日々の平均値に年0.50%の率を乗じて得た金額とします。

< 円コース >

委託する範囲	: PIMCOケイマン・ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - J(JPY, Hedged)受益証券の運用
委託先名称	: ピムコジャパンリミテッド
委託先所在地	: 東京都 港区
委託に係る費用	: 上記の委託を受けた者が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から支払うものとし、その報酬額は、信託財産に属するPIMCOケイマン・ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - J(JPY, Hedged)受益証券の時価総額の日々の平均値に年0.50%の率を乗じて得た金額とします。

< 豪ドルコース >

委託する範囲	： PIMCOケイマン・ヨーロピアン・ハイ・イールド・ファンド - J(AUD, Hedged)受益証券の運用
委託先名称	： ピムコジャパンリミテッド
委託先所在地	： 東京都 港区
委託に係る費用	： 上記の委託を受けた者が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から支払うものとし、その報酬額は、信託財産に属するPIMCOケイマン・ヨーロピアン・ハイ・イールド・ファンド - J(AUD, Hedged)受益証券の時価総額の日々の平均値に年0.50%の率を乗じて得た金額とします。

運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

■ ピムコジャパンリミテッドについて ■

PIMCO（パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー）グループの日本の拠点で、1997年に設立されました。

PIMCOは1971年に米国に設立された世界有数の債券運用に高い専門性を有する資産運用会社であり、ドイツのミュンヘンに拠点を置く総合金融グループであるアリアンツSEの傘下にあります。

PIMCOは、グローバルな拠点展開により世界の債券市場のセクターを広範にカバーする充実した運用調査体制を有し、幅広い投資プロダクトを提供しています。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

欧州通貨建ての高利回り事業債（ハイ・イールド債）を実質的な主要投資対象 とします。

デリバティブの直接利用は行ないません。

各ファンドは、各々以下の円建ての外国投資信託および円建ての国内籍の投資信託を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

欧州通貨コース	PIMCOケイマン・ヨーロピアン・ハイ・イールド・ファンド - J(EUR)
	野村マネー マザーファンド
円コース	PIMCOケイマン・ヨーロピアン・ハイ・イールド・ファンド - J(JPY, Hedged)
	野村マネー マザーファンド
豪ドルコース	PIMCOケイマン・ヨーロピアン・ハイ・イールド・ファンド - J(AUD, Hedged)
	野村マネー マザーファンド

■ 「PIMCOケイマン・ヨーロピアン・ハイ・イールド・ファンド - J(EUR) / (JPY, Hedged) / (AUD, Hedged)」の主要投資対象 ■

欧州通貨建てのハイ・イールド債およびその派生商品を主要投資対象とします。

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。

詳しくは後述の「(参考)投資対象とする外国投資信託について」をご覧ください。

ハイ・イールド債とは...

債券などの格付機関(S&P社、ムーディーズ社など)によって格付される債券の信用度でBB格以下に格付されている事業債をいいます。

格付とは、債券などの元本および利息が償還まで当初契約の定めどおり返済される確実性の程度を評価したものをいいます。

信用度の低い格付をもつ債券ほど、元本および利息が償還まで定めどおりに返済される確実性が低く(信用リスクが大きく)なります。



1つの格付内に等級を設けるため、付加的な記号が用いられることがあります。たとえば、BBB格における平均以上あるいは平均以下の格付を表すために、S&P社ではBBB +、BBB - のように、ムーディーズ社ではBaa1、Baa3のように表記しています。

■「野村マネー マザーファンド」の主要投資対象■

円建ての短期有価証券を主要投資対象とします。

デリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定します。

運用方針については後述の「(参考)マザーファンドの概要」をご参照ください。

<「欧州通貨コース」「円コース」「豪ドルコース」共通>

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ハ．金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、円建ての外国投資信託である（ ）受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資

することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

(注)上記()印となっている箇所は、下記のようにそれぞれあてはめてご覧ください。

「欧州通貨コース」の場合	PIMCOケイマン・ヨーロピアン・ハイ・イールド・ファンド - J (EUR)
「円コース」の場合	PIMCOケイマン・ヨーロピアン・ハイ・イールド・ファンド - J (JPY, Hedged)
「豪ドルコース」の場合	PIMCOケイマン・ヨーロピアン・ハイ・イールド・ファンド - J (AUD, Hedged)

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(参考)投資対象とする外国投資信託について

PIMCOケイマン・ヨーロピアン・ハイ・イールド・ファンド - J (EUR) / J (JPY, Hedged) / J (AUD, Hedged)

（ケイマン諸島籍円建外国投資信託）

< 運用の基本方針 >

主要投資対象	欧州通貨建てのハイ・イールド・ボンドおよびその派生商品（オプション取引、先物取引、スワップ取引等）
--------	---

投資方針	・欧州通貨建てのハイ・イールド・ボンドおよびその派生商品を主要投資対象とし、トータルリターンの最大化を目指します。 ・欧州通貨建て以外の外貨建て資産に投資を行なった場合は、原則として当該資産にかかる通貨を売り、ユーロを買う為替取引を行ないます。 ファンドには3つのクラス（J(EUR) / J(JPY, Hedged) / J(AUD, Hedged)）があり、J(EUR)は、組入資産について、原則として対円で為替ヘッジを行わず、欧州通貨への投資効果を追求します。J(JPY, Hedged)およびJ(AUD, Hedged)は、組入資産について、原則として欧州通貨を売り、各クラスの通貨（円、豪ドル）を買う為替取引を行なうことで、各通貨への投資効果を追求します。 ・通常、純資産総額の3分の2以上を、欧州通貨建てのハイ・イールド・ボンドおよびその派生商品に投資します。なお、投資するハイ・イールド・ボンドは、ムーディーズ社によるBaa格（S&P社によるBBB格、もしくはフィッチ社によるBBB格、またはその他の一般的に認められた格付機関による同等格の格付）未滿の格付（格付がない場合は同等の信用度を有すると投資顧問会社が判断するものを含みます。）のものとしします。 ・ポートフォリオの平均格付は、B格以上とします。 ・ポートフォリオの平均デュレーションは、ベンチマークの平均デュレーションを中心として±2年の範囲内に維持します。 ・各クラスは、それぞれ以下をベンチマークとします。 <table border="1"> <tr> <td>J(EUR)</td><td>ICE BofAML European Currency High Yield Constrained Index（ヘッジなし・円ベース）</td></tr> <tr> <td>J(JPY,Hedged)</td><td>ICE BofAML European Currency High Yield Constrained Index（円ヘッジ・円ベース）</td></tr> <tr> <td>J(AUD,Hedged)</td><td>ICE BofAML European Currency High Yield Constrained Index（豪ドルヘッジ・円ベース）</td></tr> </table>	J(EUR)	ICE BofAML European Currency High Yield Constrained Index（ヘッジなし・円ベース）	J(JPY,Hedged)	ICE BofAML European Currency High Yield Constrained Index（円ヘッジ・円ベース）	J(AUD,Hedged)	ICE BofAML European Currency High Yield Constrained Index（豪ドルヘッジ・円ベース）
J(EUR)	ICE BofAML European Currency High Yield Constrained Index（ヘッジなし・円ベース）						
J(JPY,Hedged)	ICE BofAML European Currency High Yield Constrained Index（円ヘッジ・円ベース）						
J(AUD,Hedged)	ICE BofAML European Currency High Yield Constrained Index（豪ドルヘッジ・円ベース）						
主な投資制限	・株式への投資割合は、純資産総額の15%以内とします。 ・同一発行体の発行する債券への投資割合は、純資産総額の5%以内とします。ただし、各国政府、その他政府の部局、政府系機関、政府系企業が発行し、または保証した債券は、この限りではありません。 ・デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。						
収益分配方針	毎月、利子収入および売買益等から分配を行なう方針です。						
償還条項	受益者の利益に反する場合、受益者による償還決議がなされた場合、その他、やむを得ない事情が発生した場合等には、ファンドを償還する場合があります。						
< 主な関係法人 >							
受託会社	メイプルズエフエス・ピーシーティー・リミテッド						
投資顧問会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー						
管理事務代行会社 保管受託銀行	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー						
名義書換事務	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エー						
< 管理報酬等 >							
信託報酬	なし						
申込手数料	なし						
信託財産留保額	なし						
その他の費用	信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息、訴訟費用および損害賠償費用等。						

上記のほか、一般社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズ組入投資信託および投資法人の要件を満たしております。

■外国投資信託のベンチマークについて■

ファンドが投資対象とする外国投資信託のベンチマークである「ICE BofAML European Currency High Yield Constrained Index」は、ICE Data Indices, LLCが算出する、欧州通貨建てのハイ・イールド・ボンド市場全体のパフォーマンスを表す代表的な指数で、同一発行体の発行するハイ・イールド・ボンドの指数に占める構成比率を3%に制限した指数です。

「ICE BofAML European Currency High Yield Constrained Index SM/(R)」は、ICE Data Indices, LLCまたはその関連会社（「ICEデータ」）の登録商標です。当ファンドは、ICEデータによって支持・推奨・販売・販売促進されるものではなく、また、ICEデータは当ファンドに関して一切の責任を負いません。

〔運用体制〕

PIMCOのポートフォリオ・マネジメント・グループはチーム体制で運営されており、合議制を可能にするためにハブ&スポーク型のシステムをとっております。即ち、上席ポートフォリオ・マネージャーで構成されるインベストメント・コミッティーがチームの中心でハブとしての役割を果たし、各債券セクターのスペシャリスト・ポートフォリオ・マネージャーからのあらゆる債券セクターの情報や戦略面でのアイデアを受け取り、ポートフォリオ・マネジメント・グループ内で日々緊密に連絡をとりながら投資戦略の立案・実行が行われます。

尚、実効性のあるリスク管理を行うため、PIMCOでは全ての取引及びポートフォリオについて、ポートフォリオ・マネジメント、アカウント・マネジメント、リーガル/コンプライアンスの独立した3部門が互いに牽制し合う形でモニターする体制が採られております。

(参考)マザーファンドの概要

「野村マネー マザーファンド」

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、本邦通貨表示の公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1)投資対象

本邦通貨表示の短期有価証券を主要投資対象とします。

(2)投資態度

残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

株式への投資は行ないません。

外貨建資産への投資は行ないません。

有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいま

す。）の利用は行ないません。

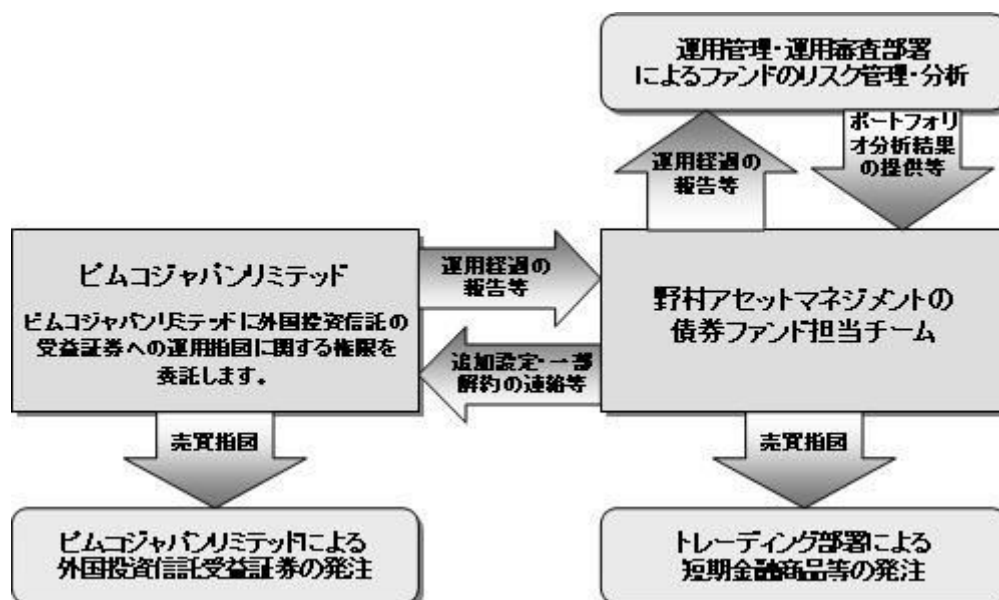
一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

■「野村マネー マザーファンド」の運用体制等について■

経済調査部署による国内外の経済調査および発行体の信用力調査をもとに、運用担当者が債券・短期金融商品等の銘柄選定やポートフォリオの構築を行ないます。運用審査部署がファンドのリスク管理・分析を行ない、モニタリング・分析結果を運用チームに提供します。

（３）【運用体制】

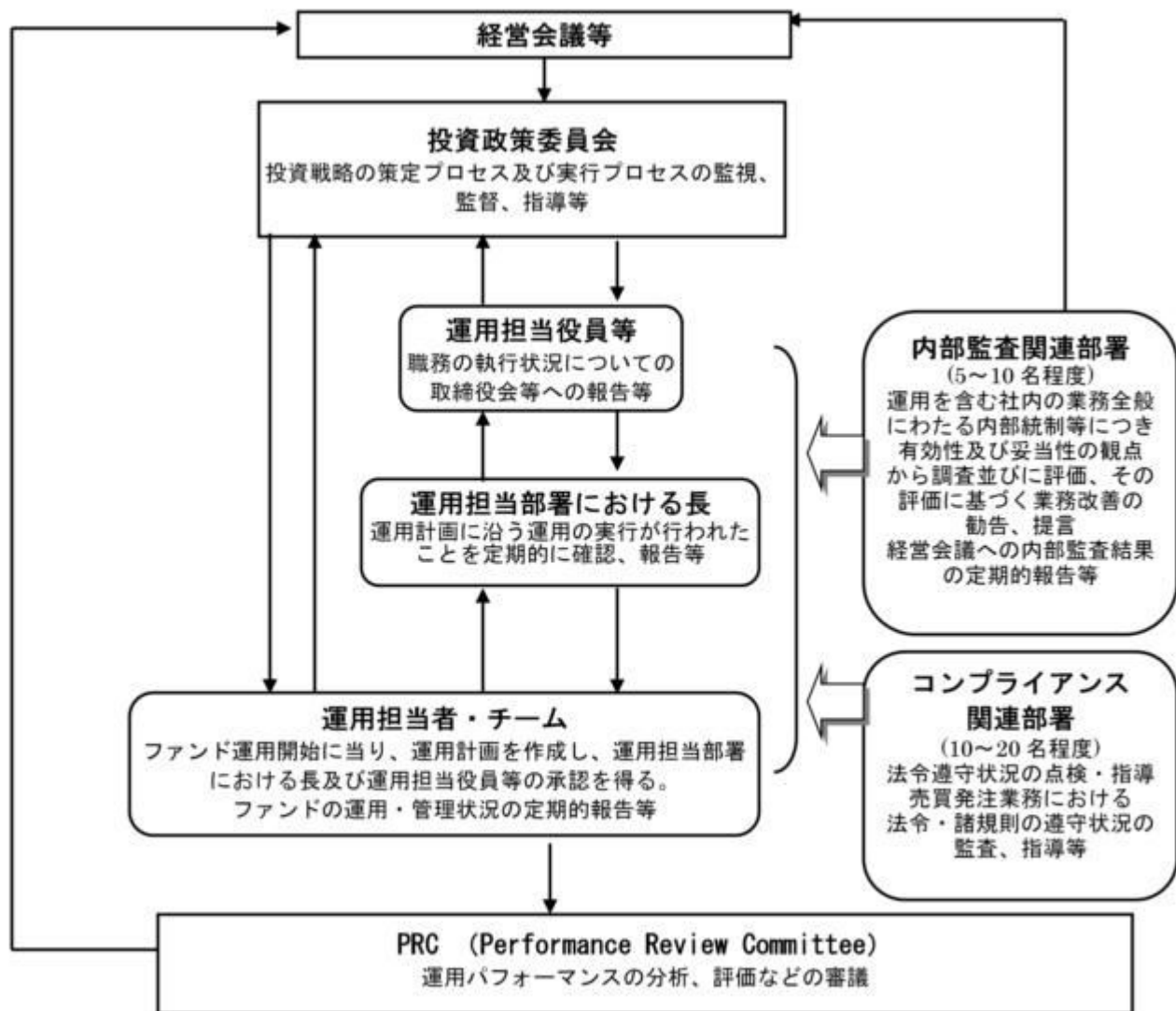
ファンドの運用体制は以下の通りです。



当社は、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りで

す。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

毎月の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、上記 の範囲で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心

に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

「原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行なう」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意下さい。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

利子・配当等収益とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。

なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

ファンドの決算日

原則として毎月13日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

分配金のお支払い

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

販売会社や申込形態によっては、分配金のお取り扱いについて、販売会社との累積投資契約に基づいて税引き後無手数料で再投資することができる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。この場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■ 分配金に関する留意点 ■

- 分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。



- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファン

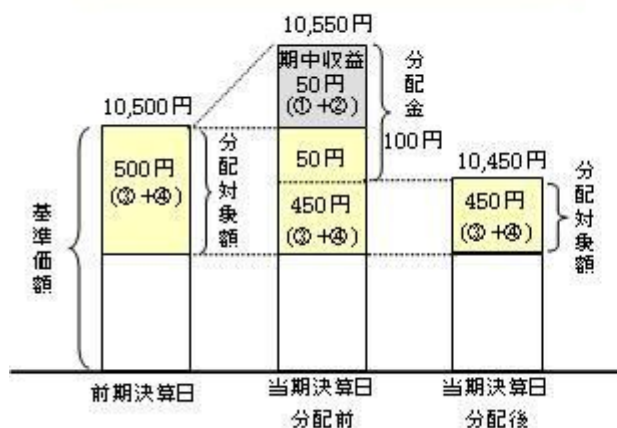
ドの収益率を示唆するものではありません。

- ・ 計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

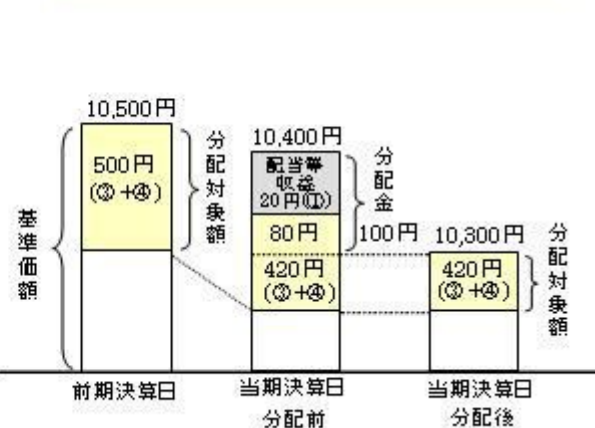
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配対象額とは、経費控除後の配当等収益 経費控除後の評価益を含む売買益 分配準備積立金 収益調整金です。

前期決算から基準価額が上昇した場合



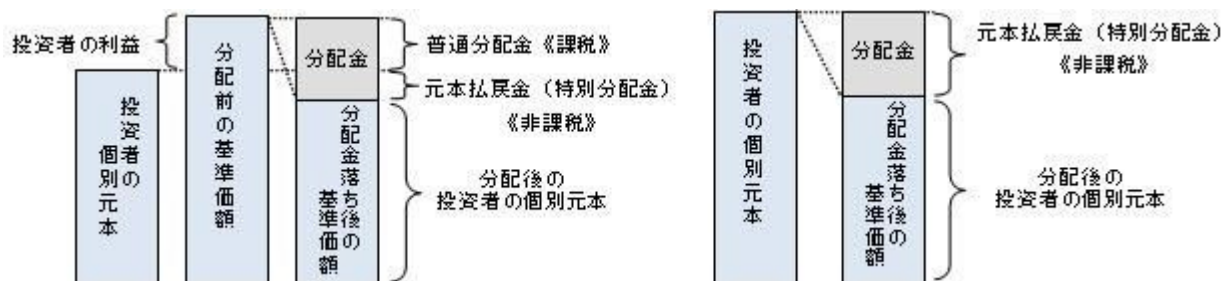
前期決算から基準価額が下落した場合



- 投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

普通分配金・・・分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。

元本払戻金・・・分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が（特別分配金）元本払戻金（特別分配金）となります。



投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。

（注）普通分配金に対する課税については、後述の「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。

上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。

（５）【投資制限】

＜「欧州通貨コース」「円コース」「豪ドルコース」共通＞

投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への直接投資は行ないません。

デリバティブの使用(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

デリバティブの直接利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の実質

的な利用は行ないません。

株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

株式への直接投資は行ないません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

公社債の借入れ(約款第20条)

- () 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- () 上記()の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- () 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- () 上記()の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ(約款第26条)

- () 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- () 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- () 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- () 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限)

3【投資リスク】

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用に

よる損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[債券価格変動リスク]

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特にファンドが実質的に投資を行なうハイ・イールド・ボンド等の格付けの低い債券については、格付けの高い債券に比べ、価格が大きく変動する可能性や組入債券の元利金の支払遅延および支払不履行などが生じるリスクが高いと想定されます。

[為替変動リスク]

各コースの為替変動リスクは以下の通りです。

・欧州通貨コース

投資対象である外国投資信託の組入資産（欧州通貨ベース）について、原則として対円で為替ヘッジを行ないませんので、欧州通貨の対円での為替変動の影響を受けます。

欧州通貨建て以外の資産に投資を行ない、当該資産にかかる通貨売り、ユーロ買いの為替取引を行なった場合も含まれます。

・円コース

投資対象である外国投資信託の組入資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。ただし、完全にヘッジすることは出来ませんので、当該組入資産にかかる通貨の対円での為替変動の影響を受ける場合があります。

・豪ドルコース

投資対象である外国投資信託の組入資産（欧州通貨ベース）について、原則として欧州通貨を売り、豪ドルを買う為替取引を行ないますので、豪ドルの対円での為替変動の影響を受けます。ただし、外国投資信託の組入資産（欧州通貨ベース）の額と当該為替取引における欧州通貨売りの額は必ずしも一致しないため、期待した投資効果が得られない場合があります。その場合、欧州通貨の対円での為替変動の影響も受けることとなります。

欧州通貨建て以外の資産に投資を行ない、当該資産にかかる通貨売り、ユーロ買いの為替取引を行なった場合も含まれます。

各コース（円コースを除く）において、欧州通貨建て以外の資産に投資を行なった場合は、原則として当該資産にかかる通貨を売り、ユーロを買う為替取引を行ないますが、当該資産の額と当該資産にかかる通貨の売りの額は必ずしも一致しないため、当該資産にかかる通貨の対円での為替変動の影響を受ける場合もあります。

円コースおよび豪ドルコースにおいて、円および豪ドルの金利が組入資産の通貨の金利より低い場合、為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）がかかるため、基準価額の変動要因となります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- 店頭デリバティブ取引等の金融取引に関して、国際的に規制の強化が行なわれており、ファンドが実質的に活用する当該金融取引が当該規制強化等の影響を受け、当該金融取引を行なうための担保として現金等を提供する必要がある場合があります。その場合、追加的に現金等を保有するため、ファンドの実質的な主要投資対象の組入比率が下がり、高位に組入れた場合に期待される投資効果が得られないことが想定されます。また、その結果として、実質的な主要投資対象を高位に組入れた場合と比べてファンドのパフォーマンスが悪化する場合があります。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

リスク管理関連の委員会

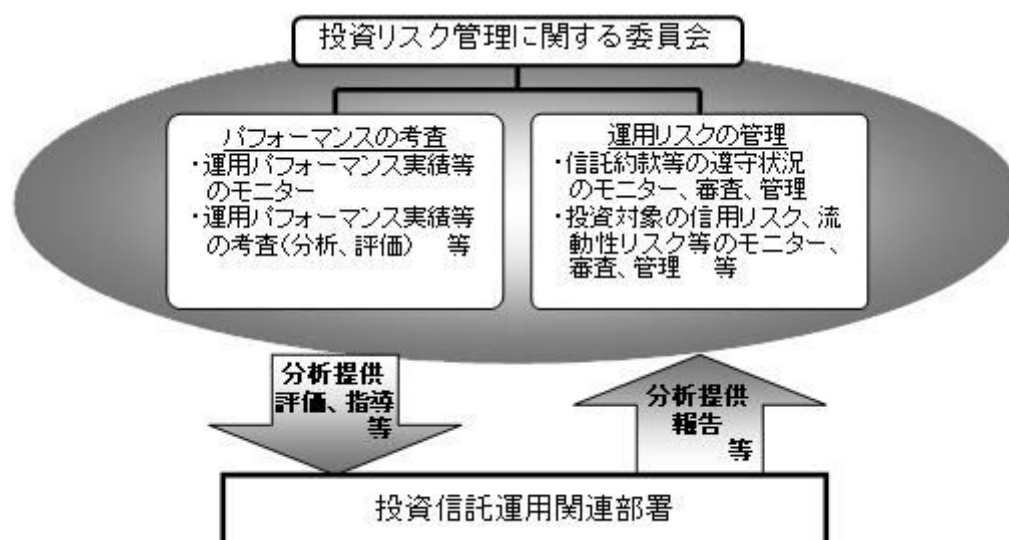
パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図

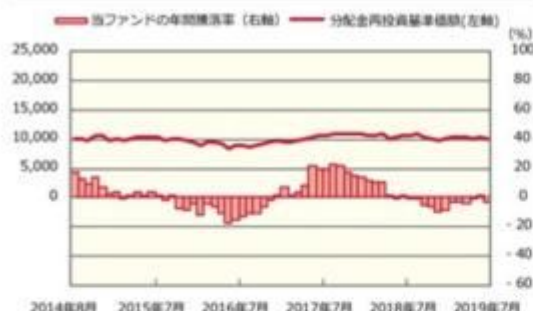


投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

■ リスクの定量的比較（2014年8月末～2019年7月末：月次）

■ 欧州通貨コース

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	23.2	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値 (%)	△ 18.0	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	1.8	9.3	10.6	6.9	2.0	2.7	1.4

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2014年8月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2014年8月から2019年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	23.2	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値 (%)	△ 18.0	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	1.8	9.3	10.6	6.9	2.0	2.7	1.4

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2014年8月から2019年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

■ 円コース

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	13.6	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値 (%)	△ 4.6	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	3.6	9.3	10.6	6.9	2.0	2.7	1.4

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2014年8月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2014年8月から2019年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	13.6	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値 (%)	△ 4.6	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	3.6	9.3	10.6	6.9	2.0	2.7	1.4

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2014年8月から2019年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

■豪ドルコース

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	27.4	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値 (%)	△16.2	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4
平均値 (%)	3.1	9.3	10.6	6.9	2.0	2.7	1.4

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2014年8月末を10,000として指数化しております。
* 年間騰落率は、2014年8月から2019年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2014年8月から2019年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
* 決算日に対応した数値とは異なります。
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSA1 指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI 国債
- 先進国債：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）
- 新興国債：JP モルガン・カバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、株式会社東京証券取引所（東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
- MSCI-KOKUSA1 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSA1 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他の一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI 国債・・・NOMURA-BPI 国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）・・・FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。
- JP モルガン・カバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JP モルガン・カバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよみます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価格や価格を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイス等を法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JP Morgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPM やその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.78%^{*}（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率）（税抜3.5%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

^{*} 2019年10月1日以降消費税率が10%となった場合は、3.85%となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年1.728%（税抜年1.60%）の率を乗じて得た額とします。

また、信託報酬の配分については、次の通り（税抜）とします。

< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
年0.845%	年0.73%	年0.025%

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

2019年10月1日以降消費税率が10%となった場合は、年1.76%となります。

投資顧問会社であるピムコジャパンリミテッドが受ける報酬は、委託者が受ける報酬から、毎年5月および11月ならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、信託財産に属するPIMCOケイマン・ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - J(EUR)受益証券の時価総額の日々の平均値に、年0.5%の率を乗じて得た金額とします。

投資顧問会社であるピムコジャパンリミテッドが受ける報酬は、委託者が受ける報酬から、毎年5月および11月ならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、信託財産に属するPIMCOケイマン・ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - J(JPY, Hedged)受益証券の時価総額の日々の平均値に、年0.5%の率を乗じて得た金額とします。

投資顧問会社であるピムコジャパンリミテッドが受ける報酬は、委託者が受ける報酬から、毎年5月および11月ならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、信託財産に属するPIMCOケイマン・ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - J(AUD, Hedged)受益証券の時価総額の日々の平均値に、年0.5%の率を乗じて得た金額とします。

支払先の役務の内容

< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

（４）【その他の手数料等】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、

当該借入金の利息はファンドから支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額は信託財産から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

個人の投資家に対する課税

< 収益分配金に対する課税 >

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315% (国税(所得税及び復興特別所得税) 15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

< 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税 >

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により20.315% (国税 15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りです。

《 利子所得 》	《 上場株式等に係る譲渡所得等 》 ^{（注2）}	《 配当所得 》
・ 特定公社債 ^{（注1）} の利子 ・ 公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・ 譲渡益 ・ 譲渡損	・ 上場株式の配当 ・ 公募株式投資信託の収益分配金

（注1）「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

（注2）株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

上場株式、公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

す。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■ 換金（解約）時および償還時の課税について ■

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■ 個別元本について ■

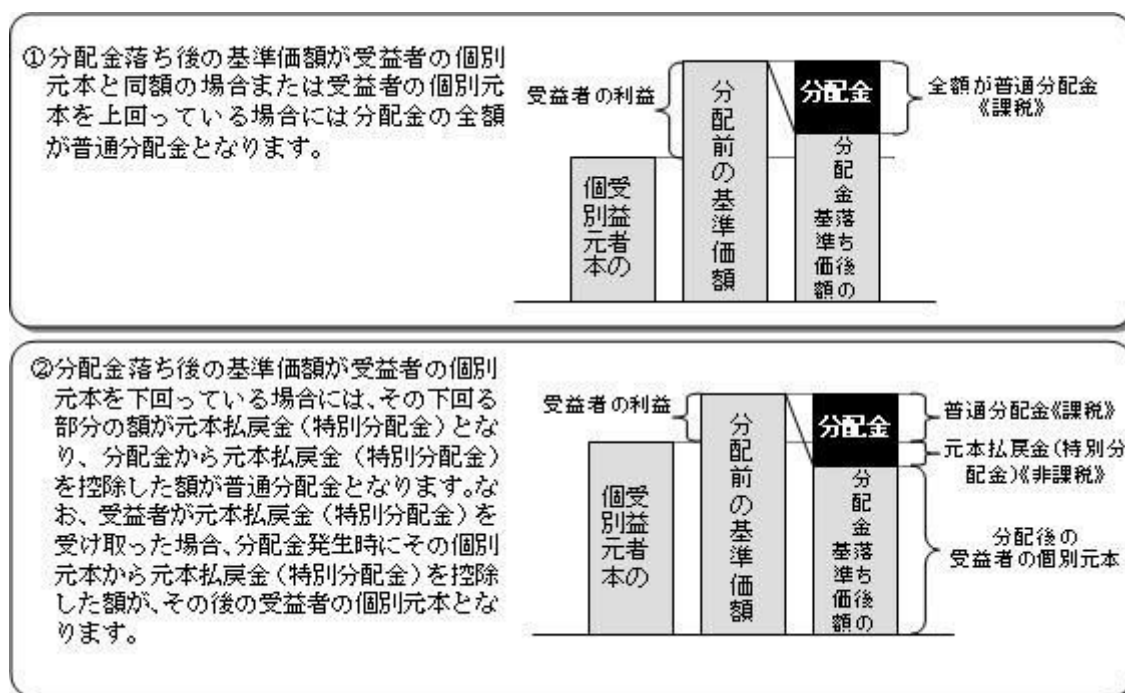
追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■ 分配金の課税について ■

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受

益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

税法が改正された場合などには、上記「(5)課税上の取扱い」の内容(2019年7月末現在)が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は2019年7月31日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（欧州通貨コース）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	777,063,804	94.46
親投資信託受益証券	日本	1,002,752	0.12
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	44,517,646	5.41
合計（純資産総額）		822,584,202	100.00

欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（円コース）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	3,339,482,383	95.90
親投資信託受益証券	日本	1,002,752	0.02

現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	141,672,481	4.06
合計（純資産総額）		3,482,157,616	100.00

欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（豪ドルコース）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	33,471,164,670	96.35
親投資信託受益証券	日本	1,002,752	0.00
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	1,265,096,673	3.64
合計（純資産総額）		34,737,264,095	100.00

（参考）野村マネー マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
地方債証券	日本	1,158,589,383	13.72
特殊債券	日本	1,111,133,895	13.16
社債券	日本	2,606,420,611	30.88
コマーシャルペーパー	日本	599,993,324	7.10
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	2,962,820,270	35.10
合計（純資産総額）		8,438,957,483	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（欧州通貨コース）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	ケイマン 諸島	投資信託受 益証券	PIMCOケイマン・ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド-J （EUR）	196,526	3,981	782,556,705	3,954	777,063,804	94.46
2	日本	親投資信託 受益証券	野村マネー マザーファンド	982,609	1.0205	1,002,752	1.0205	1,002,752	0.12

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	94.46
親投資信託受益証券	0.12
合 計	94.58

欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（円コース）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	ケイマン諸島	投資信託受益証券	PIMCOケイマン・ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - J（JPY, Hedged）	507,443	6,581	3,339,974,602	6,581	3,339,482,383	95.90
2	日本	親投資信託受益証券	野村マネー マザーファンド	982,609	1.0205	1,002,752	1.0205	1,002,752	0.02

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	95.90
親投資信託受益証券	0.02
合 計	95.93

欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（豪ドルコース）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	ケイマン諸島	投資信託受益証券	PIMCOケイマン・ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - J（AUD, Hedged）	11,046,589	3,076	33,989,912,489	3,030	33,471,164,670	96.35
2	日本	親投資信託受益証券	野村マネー マザーファンド	982,609	1.0205	1,002,752	1.0205	1,002,752	0.00

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	96.35
親投資信託受益証券	0.00
合 計	96.35

（参考）野村マネー マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	利率 （％）	償還期限	投資 比率 （％）
1	日本	社債券	東海旅客鉄道 第16回社債間限定同順位特約付	600,000,000	100.25	601,510,656	100.25	601,510,656	1.875	2019/9/20	7.12
2	日本	社債券	北海道電力 第319回	550,000,000	100.07	550,415,233	100.07	550,415,233	0.514	2019/9/25	6.52
3	日本	社債券	三菱東京UFJ銀行 第110回特定社債間限定同順位特約付	400,000,000	100.29	401,182,366	100.29	401,182,366	1.485	2019/10/16	4.75

4	日本	特殊債券	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第53回	400,000,000	100.18	400,759,602	100.18	400,759,602	1.38	2019/9/20	4.74
5	日本	社債券	中部電力 第492回	350,000,000	100.32	351,126,396	100.32	351,126,396	1.405	2019/10/25	4.16
6	日本	特殊債券	商工債券 利付第771回いい号	350,000,000	100.01	350,054,250	100.01	350,054,250	0.2	2019/8/27	4.14
7	日本	社債券	東京急行電鉄 第69回社債間限定同順位特約付	200,000,000	100.38	200,762,281	100.38	200,762,281	1.7	2019/10/25	2.37
8	日本	社債券	電源開発 第28回社債間限定同順位特約付	200,000,000	100.08	200,163,868	100.08	200,163,868	1.474	2019/8/20	2.37
9	日本	コマーシャルペーパー	三井住友F&L	200,000,000	—	199,998,504	—	199,998,504	—	—	2.36
10	日本	コマーシャルペーパー	三井住友F&L	200,000,000	—	199,996,317	—	199,996,317	—	—	2.36
11	日本	地方債証券	広島県 公募平成21年度第3回	140,000,000	100.20	140,291,228	100.20	140,291,228	1.41	2019/9/25	1.66
12	日本	地方債証券	大阪府 公募第330回	116,000,000	100.22	116,257,844	100.22	116,257,844	1.48	2019/9/27	1.37
13	日本	社債券	東北電力 第452回	100,000,000	100.56	100,560,250	100.56	100,560,250	1.405	2019/12/25	1.19
14	日本	社債券	三井不動産 第37回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100.55	100,558,995	100.55	100,558,995	1.493	2019/12/20	1.19
15	日本	地方債証券	大阪府 公募第331回	100,000,000	100.34	100,340,500	100.34	100,340,500	1.41	2019/10/29	1.18
16	日本	地方債証券	広島市 公募平成21年度第2回	100,000,000	100.33	100,330,813	100.33	100,330,813	1.35	2019/10/29	1.18
17	日本	地方債証券	岐阜県 公募平成21年度第1回	100,000,000	100.32	100,325,652	100.32	100,325,652	1.35	2019/10/28	1.18
18	日本	地方債証券	共同発行市場地方債 公募第79回	100,000,000	100.31	100,314,560	100.31	100,314,560	1.34	2019/10/25	1.18
19	日本	地方債証券	静岡県 公募平成21年度第5回	100,000,000	100.29	100,290,942	100.29	100,290,942	1.35	2019/10/18	1.18
20	日本	地方債証券	兵庫県 公募平成21年度第23回	100,000,000	100.28	100,286,943	100.28	100,286,943	1.37	2019/10/18	1.18
21	日本	特殊債券	国際協力銀行債券 第16回財投機関債	100,000,000	100.27	100,274,640	100.27	100,274,640	2.07	2019/9/20	1.18
22	日本	社債券	九州電力 第423回	100,000,000	100.14	100,140,566	100.14	100,140,566	0.959	2019/9/25	1.18
23	日本	地方債証券	静岡県 公募平成21年度第4回	100,000,000	100.08	100,085,900	100.08	100,085,900	1.56	2019/8/20	1.18
24	日本	地方債証券	鹿児島県 公募（5年）平成26年度第1回	100,000,000	100.04	100,041,619	100.04	100,041,619	0.153	2019/10/31	1.18
25	日本	特殊債券	日本政策投資銀行社債 財投機関債第46回	100,000,000	100.03	100,031,100	100.03	100,031,100	0.219	2019/9/20	1.18
26	日本	地方債証券	福岡県 公募平成26年度第4回	100,000,000	100.02	100,023,382	100.02	100,023,382	0.135	2019/9/26	1.18
27	日本	特殊債券	日本政策投資銀行社債 財投機関債第67回	100,000,000	100.00	100,000,000	100.00	100,000,000	0.001	2019/9/20	1.18
28	日本	コマーシャルペーパー	三井住友F&L	100,000,000	—	99,999,309	—	99,999,309	—	—	1.18

29	日本	コマーシャルペーパー	三井住友 F & L	100,000,000	—	99,999,194	—	99,999,194	—	—	1.18
30	日本	特殊債券	日本政策金融公庫債券 政府保証第 2 7 回	60,000,000	100.02	60,014,303	100.02	60,014,303	0.372	2019/8/19	0.71

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率 (%)
地方債証券	13.72
特殊債券	13.16
社債券	30.88
コマーシャルペーパー	7.10
合 計	64.89

【投資不動産物件】

欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（欧州通貨コース）

該当事項はありません。

欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（円コース）

該当事項はありません。

欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（豪ドルコース）

該当事項はありません。

（参考）野村マネー マザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（欧州通貨コース）

該当事項はありません。

欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（円コース）

該当事項はありません。

欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（豪ドルコース）

該当事項はありません。

（参考）野村マネー マザーファンド

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（欧州通貨コース）

2019年7月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第3特定期間	(2010年 1月13日)	3,840	3,877	0.7881	0.7956
第4特定期間	(2010年 7月13日)	3,247	3,286	0.6294	0.6369
第5特定期間	(2011年 1月13日)	3,445	3,486	0.6368	0.6443
第6特定期間	(2011年 7月13日)	12,628	12,783	0.6092	0.6167
第7特定期間	(2012年 1月13日)	5,996	6,092	0.4703	0.4778
第8特定期間	(2012年 7月13日)	3,732	3,768	0.4715	0.4760
第9特定期間	(2013年 1月15日)	3,066	3,088	0.6227	0.6272
第10特定期間	(2013年 7月16日)	2,193	2,208	0.6502	0.6547
第11特定期間	(2014年 1月14日)	3,732	3,755	0.7232	0.7277
第12特定期間	(2014年 7月14日)	4,125	4,150	0.7186	0.7231
第13特定期間	(2015年 1月13日)	3,166	3,186	0.7025	0.7070
第14特定期間	(2015年 7月13日)	2,281	2,296	0.6852	0.6897
第15特定期間	(2016年 1月13日)	1,745	1,759	0.5980	0.6025
第16特定期間	(2016年 7月13日)	1,340	1,351	0.5273	0.5318
第17特定期間	(2017年 1月13日)	1,199	1,206	0.5574	0.5604
第18特定期間	(2017年 7月13日)	1,137	1,143	0.5836	0.5866
第19特定期間	(2018年 1月15日)	1,053	1,058	0.6044	0.6074
第20特定期間	(2018年 7月13日)	959	963	0.5645	0.5665
第21特定期間	(2019年 1月15日)	853	856	0.5117	0.5137
第22特定期間	(2019年 7月16日)	827	831	0.5213	0.5233
	2018年 7月末日	951	—	0.5608	—
	8月末日	937	—	0.5590	—
	9月末日	949	—	0.5689	—
	10月末日	882	—	0.5434	—
	11月末日	890	—	0.5331	—
	12月末日	862	—	0.5161	—
	2019年 1月末日	870	—	0.5226	—
	2月末日	877	—	0.5370	—
	3月末日	851	—	0.5306	—
	4月末日	858	—	0.5358	—

5月末日	823	—	0.5169	—
6月末日	834	—	0.5245	—
7月末日	822	—	0.5175	—

欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（円コース）

2019年7月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第3特定期間	(2010年 1月13日)	3,579	3,604	1.0692	1.0767
第4特定期間	(2010年 7月13日)	1,775	1,788	1.0235	1.0310
第5特定期間	(2011年 1月13日)	2,466	2,483	1.0875	1.0950
第6特定期間	(2011年 7月13日)	3,631	3,657	1.0529	1.0604
第7特定期間	(2012年 1月13日)	2,440	2,459	0.9488	0.9563
第8特定期間	(2012年 7月13日)	1,861	1,875	0.9871	0.9946
第9特定期間	(2013年 1月15日)	1,892	1,905	1.0773	1.0848
第10特定期間	(2013年 7月16日)	1,982	1,996	1.0367	1.0442
第11特定期間	(2014年 1月14日)	3,549	3,574	1.0573	1.0648
第12特定期間	(2014年 7月14日)	9,494	9,561	1.0605	1.0680
第13特定期間	(2015年 1月13日)	12,627	12,721	1.0098	1.0173
第14特定期間	(2015年 7月13日)	9,395	9,452	0.9920	0.9980
第15特定期間	(2016年 1月13日)	6,629	6,672	0.9392	0.9452
第16特定期間	(2016年 7月13日)	4,870	4,901	0.9375	0.9435
第17特定期間	(2017年 1月13日)	3,514	3,536	0.9517	0.9577
第18特定期間	(2017年 7月13日)	2,773	2,791	0.9375	0.9435
第19特定期間	(2018年 1月15日)	4,343	4,371	0.9216	0.9276
第20特定期間	(2018年 7月13日)	3,979	3,997	0.8784	0.8824
第21特定期間	(2019年 1月15日)	3,510	3,526	0.8360	0.8400
第22特定期間	(2019年 7月16日)	3,485	3,501	0.8669	0.8709
2018年 7月末日		3,988	—	0.8824	—
8月末日		3,954	—	0.8806	—
9月末日		3,939	—	0.8791	—
10月末日		3,758	—	0.8650	—
11月末日		3,622	—	0.8420	—
12月末日		3,529	—	0.8321	—
2019年 1月末日		3,550	—	0.8460	—
2月末日		3,572	—	0.8599	—
3月末日		3,578	—	0.8627	—
4月末日		3,593	—	0.8710	—
5月末日		3,517	—	0.8569	—
6月末日		3,499	—	0.8663	—

7月末日	3,482	—	0.8662	—
------	-------	---	--------	---

欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（豪ドルコース）

2019年7月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第3特定期間	(2010年 1月13日)	168,982	170,974	0.8481	0.8581
第4特定期間	(2010年 7月13日)	109,096	110,891	0.7292	0.7412
第5特定期間	(2011年 1月13日)	144,478	146,633	0.8046	0.8166
第6特定期間	(2011年 7月13日)	190,252	193,205	0.7732	0.7852
第7特定期間	(2012年 1月13日)	178,602	182,015	0.6279	0.6399
第8特定期間	(2012年 7月13日)	126,018	127,992	0.6384	0.6484
第9特定期間	(2013年 1月15日)	109,327	110,703	0.7947	0.8047
第10特定期間	(2013年 7月16日)	71,206	72,188	0.7252	0.7352
第11特定期間	(2014年 1月14日)	95,105	96,387	0.7420	0.7520
第12特定期間	(2014年 7月14日)	168,393	170,680	0.7362	0.7462
第13特定期間	(2015年 1月13日)	193,458	196,239	0.6957	0.7057
第14特定期間	(2015年 7月13日)	136,664	138,187	0.6280	0.6350
第15特定期間	(2016年 1月13日)	101,487	102,839	0.5253	0.5323
第16特定期間	(2016年 7月13日)	86,598	87,834	0.4905	0.4975
第17特定期間	(2017年 1月13日)	77,823	78,563	0.5255	0.5305
第18特定期間	(2017年 7月13日)	65,640	66,270	0.5204	0.5254
第19特定期間	(2018年 1月15日)	55,187	55,724	0.5138	0.5188
第20特定期間	(2018年 7月13日)	45,130	45,424	0.4605	0.4635
第21特定期間	(2019年 1月15日)	36,737	37,005	0.4110	0.4140
第22特定期間	(2019年 7月16日)	35,325	35,582	0.4129	0.4159
	2018年 7月末日	44,497	—	0.4577	—
	8月末日	43,128	—	0.4509	—
	9月末日	42,672	—	0.4533	—
	10月末日	40,706	—	0.4375	—
	11月末日	40,113	—	0.4394	—
	12月末日	36,705	—	0.4089	—
	2019年 1月末日	37,416	—	0.4202	—
	2月末日	37,884	—	0.4289	—
	3月末日	37,127	—	0.4249	—
	4月末日	37,106	—	0.4284	—
	5月末日	35,138	—	0.4077	—
	6月末日	35,296	—	0.4113	—
	7月末日	34,737	—	0.4065	—

【分配の推移】

欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（欧州通貨コース）

	計算期間	1口当たりの分配金
第3特定期間	2009年 7月14日～2010年 1月13日	0.0450円
第4特定期間	2010年 1月14日～2010年 7月13日	0.0450円
第5特定期間	2010年 7月14日～2011年 1月13日	0.0450円
第6特定期間	2011年 1月14日～2011年 7月13日	0.0450円
第7特定期間	2011年 7月14日～2012年 1月13日	0.0450円
第8特定期間	2012年 1月14日～2012年 7月13日	0.0360円
第9特定期間	2012年 7月14日～2013年 1月15日	0.0270円
第10特定期間	2013年 1月16日～2013年 7月16日	0.0270円
第11特定期間	2013年 7月17日～2014年 1月14日	0.0270円
第12特定期間	2014年 1月15日～2014年 7月14日	0.0270円
第13特定期間	2014年 7月15日～2015年 1月13日	0.0270円
第14特定期間	2015年 1月14日～2015年 7月13日	0.0270円
第15特定期間	2015年 7月14日～2016年 1月13日	0.0270円
第16特定期間	2016年 1月14日～2016年 7月13日	0.0270円
第17特定期間	2016年 7月14日～2017年 1月13日	0.0210円
第18特定期間	2017年 1月14日～2017年 7月13日	0.0180円
第19特定期間	2017年 7月14日～2018年 1月15日	0.0180円
第20特定期間	2018年 1月16日～2018年 7月13日	0.0160円
第21特定期間	2018年 7月14日～2019年 1月15日	0.0120円
第22特定期間	2019年 1月16日～2019年 7月16日	0.0120円

各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（円コース）

	計算期間	1口当たりの分配金
第3特定期間	2009年 7月14日～2010年 1月13日	0.0450円
第4特定期間	2010年 1月14日～2010年 7月13日	0.0450円
第5特定期間	2010年 7月14日～2011年 1月13日	0.0450円
第6特定期間	2011年 1月14日～2011年 7月13日	0.0450円
第7特定期間	2011年 7月14日～2012年 1月13日	0.0450円
第8特定期間	2012年 1月14日～2012年 7月13日	0.0450円
第9特定期間	2012年 7月14日～2013年 1月15日	0.0450円
第10特定期間	2013年 1月16日～2013年 7月16日	0.0450円
第11特定期間	2013年 7月17日～2014年 1月14日	0.0450円
第12特定期間	2014年 1月15日～2014年 7月14日	0.0450円

第13特定期間	2014年 7月15日～2015年 1月13日	0.0450円
第14特定期間	2015年 1月14日～2015年 7月13日	0.0405円
第15特定期間	2015年 7月14日～2016年 1月13日	0.0360円
第16特定期間	2016年 1月14日～2016年 7月13日	0.0360円
第17特定期間	2016年 7月14日～2017年 1月13日	0.0360円
第18特定期間	2017年 1月14日～2017年 7月13日	0.0360円
第19特定期間	2017年 7月14日～2018年 1月15日	0.0360円
第20特定期間	2018年 1月16日～2018年 7月13日	0.0320円
第21特定期間	2018年 7月14日～2019年 1月15日	0.0240円
第22特定期間	2019年 1月16日～2019年 7月16日	0.0240円

各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（豪ドルコース）

	計算期間	1口当たりの分配金
第3特定期間	2009年 7月14日～2010年 1月13日	0.0600円
第4特定期間	2010年 1月14日～2010年 7月13日	0.0680円
第5特定期間	2010年 7月14日～2011年 1月13日	0.0720円
第6特定期間	2011年 1月14日～2011年 7月13日	0.0720円
第7特定期間	2011年 7月14日～2012年 1月13日	0.0720円
第8特定期間	2012年 1月14日～2012年 7月13日	0.0660円
第9特定期間	2012年 7月14日～2013年 1月15日	0.0600円
第10特定期間	2013年 1月16日～2013年 7月16日	0.0600円
第11特定期間	2013年 7月17日～2014年 1月14日	0.0600円
第12特定期間	2014年 1月15日～2014年 7月14日	0.0600円
第13特定期間	2014年 7月15日～2015年 1月13日	0.0600円
第14特定期間	2015年 1月14日～2015年 7月13日	0.0510円
第15特定期間	2015年 7月14日～2016年 1月13日	0.0420円
第16特定期間	2016年 1月14日～2016年 7月13日	0.0420円
第17特定期間	2016年 7月14日～2017年 1月13日	0.0340円
第18特定期間	2017年 1月14日～2017年 7月13日	0.0300円
第19特定期間	2017年 7月14日～2018年 1月15日	0.0300円
第20特定期間	2018年 1月16日～2018年 7月13日	0.0260円
第21特定期間	2018年 7月14日～2019年 1月15日	0.0180円
第22特定期間	2019年 1月16日～2019年 7月16日	0.0180円

各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

【収益率の推移】

欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（欧州通貨コース）

	計算期間	収益率
第3特定期間	2009年 7月14日～2010年 1月13日	27.9%
第4特定期間	2010年 1月14日～2010年 7月13日	14.4%
第5特定期間	2010年 7月14日～2011年 1月13日	8.3%
第6特定期間	2011年 1月14日～2011年 7月13日	2.7%
第7特定期間	2011年 7月14日～2012年 1月13日	15.4%
第8特定期間	2012年 1月14日～2012年 7月13日	7.9%
第9特定期間	2012年 7月14日～2013年 1月15日	37.8%
第10特定期間	2013年 1月16日～2013年 7月16日	8.8%
第11特定期間	2013年 7月17日～2014年 1月14日	15.4%
第12特定期間	2014年 1月15日～2014年 7月14日	3.1%
第13特定期間	2014年 7月15日～2015年 1月13日	1.5%
第14特定期間	2015年 1月14日～2015年 7月13日	1.4%
第15特定期間	2015年 7月14日～2016年 1月13日	8.8%
第16特定期間	2016年 1月14日～2016年 7月13日	7.3%
第17特定期間	2016年 7月14日～2017年 1月13日	9.7%
第18特定期間	2017年 1月14日～2017年 7月13日	7.9%
第19特定期間	2017年 7月14日～2018年 1月15日	6.6%
第20特定期間	2018年 1月16日～2018年 7月13日	4.0%
第21特定期間	2018年 7月14日～2019年 1月15日	7.2%
第22特定期間	2019年 1月16日～2019年 7月16日	4.2%

各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（円コース）

	計算期間	収益率
第3特定期間	2009年 7月14日～2010年 1月13日	26.1%
第4特定期間	2010年 1月14日～2010年 7月13日	0.1%
第5特定期間	2010年 7月14日～2011年 1月13日	10.6%
第6特定期間	2011年 1月14日～2011年 7月13日	1.0%
第7特定期間	2011年 7月14日～2012年 1月13日	5.6%
第8特定期間	2012年 1月14日～2012年 7月13日	8.8%
第9特定期間	2012年 7月14日～2013年 1月15日	13.7%
第10特定期間	2013年 1月16日～2013年 7月16日	0.4%
第11特定期間	2013年 7月17日～2014年 1月14日	6.3%
第12特定期間	2014年 1月15日～2014年 7月14日	4.6%
第13特定期間	2014年 7月15日～2015年 1月13日	0.5%
第14特定期間	2015年 1月14日～2015年 7月13日	2.2%
第15特定期間	2015年 7月14日～2016年 1月13日	1.7%

第16特定期間	2016年 1月14日～2016年 7月13日	3.7%
第17特定期間	2016年 7月14日～2017年 1月13日	5.4%
第18特定期間	2017年 1月14日～2017年 7月13日	2.3%
第19特定期間	2017年 7月14日～2018年 1月15日	2.1%
第20特定期間	2018年 1月16日～2018年 7月13日	1.2%
第21特定期間	2018年 7月14日～2019年 1月15日	2.1%
第22特定期間	2019年 1月16日～2019年 7月16日	6.6%

各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（豪ドルコース）

	計算期間	収益率
第3特定期間	2009年 7月14日～2010年 1月13日	48.0%
第4特定期間	2010年 1月14日～2010年 7月13日	6.0%
第5特定期間	2010年 7月14日～2011年 1月13日	20.2%
第6特定期間	2011年 1月14日～2011年 7月13日	5.0%
第7特定期間	2011年 7月14日～2012年 1月13日	9.5%
第8特定期間	2012年 1月14日～2012年 7月13日	12.2%
第9特定期間	2012年 7月14日～2013年 1月15日	33.9%
第10特定期間	2013年 1月16日～2013年 7月16日	1.2%
第11特定期間	2013年 7月17日～2014年 1月14日	10.6%
第12特定期間	2014年 1月15日～2014年 7月14日	7.3%
第13特定期間	2014年 7月15日～2015年 1月13日	2.6%
第14特定期間	2015年 1月14日～2015年 7月13日	2.4%
第15特定期間	2015年 7月14日～2016年 1月13日	9.7%
第16特定期間	2016年 1月14日～2016年 7月13日	1.4%
第17特定期間	2016年 7月14日～2017年 1月13日	14.1%
第18特定期間	2017年 1月14日～2017年 7月13日	4.7%
第19特定期間	2017年 7月14日～2018年 1月15日	4.5%
第20特定期間	2018年 1月16日～2018年 7月13日	5.3%
第21特定期間	2018年 7月14日～2019年 1月15日	6.8%
第22特定期間	2019年 1月16日～2019年 7月16日	4.8%

各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（欧州通貨コース）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第3特定期間	2009年 7月14日～2010年 1月13日	1,506,098,824	2,213,752,324	4,873,327,773
第4特定期間	2010年 1月14日～2010年 7月13日	2,443,495,161	2,157,232,874	5,159,590,060
第5特定期間	2010年 7月14日～2011年 1月13日	2,123,565,494	1,872,166,982	5,410,988,572
第6特定期間	2011年 1月14日～2011年 7月13日	17,157,203,885	1,838,743,731	20,729,448,726
第7特定期間	2011年 7月14日～2012年 1月13日	3,072,877,316	11,051,371,836	12,750,954,206
第8特定期間	2012年 1月14日～2012年 7月13日	876,812,827	5,711,776,530	7,915,990,503
第9特定期間	2012年 7月14日～2013年 1月15日	328,541,553	3,320,390,982	4,924,141,074
第10特定期間	2013年 1月16日～2013年 7月16日	516,670,142	2,066,900,465	3,373,910,751
第11特定期間	2013年 7月17日～2014年 1月14日	2,564,227,169	777,302,955	5,160,834,965
第12特定期間	2014年 1月15日～2014年 7月14日	1,861,382,729	1,281,505,579	5,740,712,115
第13特定期間	2014年 7月15日～2015年 1月13日	916,742,541	2,149,681,653	4,507,773,003
第14特定期間	2015年 1月14日～2015年 7月13日	176,151,093	1,354,792,480	3,329,131,616
第15特定期間	2015年 7月14日～2016年 1月13日	78,010,488	487,441,060	2,919,701,044
第16特定期間	2016年 1月14日～2016年 7月13日	47,345,758	425,070,440	2,541,976,362
第17特定期間	2016年 7月14日～2017年 1月13日	68,868,867	458,434,015	2,152,411,214
第18特定期間	2017年 1月14日～2017年 7月13日	43,608,643	246,246,447	1,949,773,410
第19特定期間	2017年 7月14日～2018年 1月15日	38,964,942	246,389,042	1,742,349,310
第20特定期間	2018年 1月16日～2018年 7月13日	57,529,650	99,293,551	1,700,585,409
第21特定期間	2018年 7月14日～2019年 1月15日	63,415,479	95,832,974	1,668,167,914
第22特定期間	2019年 1月16日～2019年 7月16日	11,681,073	91,811,498	1,588,037,489

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（円コース）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第3特定期間	2009年 7月14日～2010年 1月13日	2,861,080,193	1,443,915,573	3,347,824,527
第4特定期間	2010年 1月14日～2010年 7月13日	813,533,771	2,426,663,916	1,734,694,382
第5特定期間	2010年 7月14日～2011年 1月13日	1,213,561,221	680,399,300	2,267,856,303
第6特定期間	2011年 1月14日～2011年 7月13日	2,303,884,180	1,122,316,395	3,449,424,088
第7特定期間	2011年 7月14日～2012年 1月13日	1,159,387,690	2,036,931,779	2,571,879,999
第8特定期間	2012年 1月14日～2012年 7月13日	637,626,286	1,324,191,137	1,885,315,148
第9特定期間	2012年 7月14日～2013年 1月15日	746,496,651	875,618,469	1,756,193,330
第10特定期間	2013年 1月16日～2013年 7月16日	874,044,553	718,428,080	1,911,809,803
第11特定期間	2013年 7月17日～2014年 1月14日	1,966,703,146	521,616,673	3,356,896,276
第12特定期間	2014年 1月15日～2014年 7月14日	6,431,830,268	835,435,357	8,953,291,187
第13特定期間	2014年 7月15日～2015年 1月13日	5,946,991,237	2,395,169,621	12,505,112,803
第14特定期間	2015年 1月14日～2015年 7月13日	636,936,715	3,670,251,536	9,471,797,982
第15特定期間	2015年 7月14日～2016年 1月13日	132,492,329	2,545,025,289	7,059,265,022
第16特定期間	2016年 1月14日～2016年 7月13日	76,583,969	1,941,005,104	5,194,843,887

第17特定期間	2016年 7月14日～2017年 1月13日	132,831,268	1,634,697,036	3,692,978,119
第18特定期間	2017年 1月14日～2017年 7月13日	56,172,256	790,531,821	2,958,618,554
第19特定期間	2017年 7月14日～2018年 1月15日	2,175,308,909	420,859,652	4,713,067,811
第20特定期間	2018年 1月16日～2018年 7月13日	101,912,629	285,207,119	4,529,773,321
第21特定期間	2018年 7月14日～2019年 1月15日	11,703,603	342,909,525	4,198,567,399
第22特定期間	2019年 1月16日～2019年 7月16日	19,647,794	198,241,651	4,019,973,542

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（豪ドルコース）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第3特定期間	2009年 7月14日～2010年 1月13日	92,097,461,084	84,383,809,286	199,255,371,411
第4特定期間	2010年 1月14日～2010年 7月13日	37,791,774,896	87,443,826,645	149,603,319,662
第5特定期間	2010年 7月14日～2011年 1月13日	60,936,949,292	30,968,534,801	179,571,734,153
第6特定期間	2011年 1月14日～2011年 7月13日	109,639,870,050	43,153,960,476	246,057,643,727
第7特定期間	2011年 7月14日～2012年 1月13日	92,506,615,469	54,112,827,654	284,451,431,542
第8特定期間	2012年 1月14日～2012年 7月13日	27,247,506,666	114,311,539,409	197,387,398,799
第9特定期間	2012年 7月14日～2013年 1月15日	12,853,549,469	72,669,607,977	137,571,340,291
第10特定期間	2013年 1月16日～2013年 7月16日	4,017,262,022	43,398,621,920	98,189,980,393
第11特定期間	2013年 7月17日～2014年 1月14日	39,709,501,758	9,728,581,041	128,170,901,110
第12特定期間	2014年 1月15日～2014年 7月14日	109,940,563,125	9,392,672,551	228,718,791,684
第13特定期間	2014年 7月15日～2015年 1月13日	79,757,688,041	30,383,423,335	278,093,056,390
第14特定期間	2015年 1月14日～2015年 7月13日	11,891,091,948	72,381,133,146	217,603,015,192
第15特定期間	2015年 7月14日～2016年 1月13日	3,552,553,519	27,944,093,948	193,211,474,763
第16特定期間	2016年 1月14日～2016年 7月13日	3,590,390,466	20,243,422,797	176,558,442,432
第17特定期間	2016年 7月14日～2017年 1月13日	2,624,247,817	31,095,877,586	148,086,812,663
第18特定期間	2017年 1月14日～2017年 7月13日	1,756,208,726	23,709,542,268	126,133,479,121
第19特定期間	2017年 7月14日～2018年 1月15日	1,521,936,947	20,252,518,183	107,402,897,885
第20特定期間	2018年 1月16日～2018年 7月13日	1,406,337,702	10,810,369,470	97,998,866,117
第21特定期間	2018年 7月14日～2019年 1月15日	1,030,258,968	9,640,737,947	89,388,387,138
第22特定期間	2019年 1月16日～2019年 7月16日	855,028,714	4,678,716,696	85,564,699,156

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

参考情報

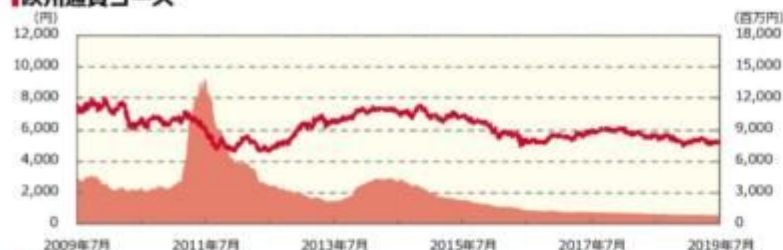


運用実績（2019年7月31日現在）

■ 基準価額・純資産の推移（日次）

— 基準価額（分配後、1万口あたり）（左軸） — 純資産総額（右軸）

■ 欧州通貨コース



■ 円コース



■ 豪ドルコース



■ 分配の推移

（1万口あたり、課税前）

■ 欧州通貨コース

2019年7月	20 円
2019年6月	20 円
2019年5月	20 円
2019年4月	20 円
2019年3月	20 円
直近1年間累計	240 円
設定来累計	6,490 円

■ 円コース

2019年7月	40 円
2019年6月	40 円
2019年5月	40 円
2019年4月	40 円
2019年3月	40 円
直近1年間累計	480 円
設定来累計	8,405 円

■ 豪ドルコース

2019年7月	30 円
2019年6月	30 円
2019年5月	30 円
2019年4月	30 円
2019年3月	30 円
直近1年間累計	360 円
設定来累計	11,010 円

■ 主要な資産の状況

銘柄別投資比率

■ 欧州通貨コース

順位	銘柄	種類	投資比率（％）
1	PIMCOケイマン・ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド-J（EUR）	投資信託受益証券	94.5
2	野村マネー マザーファンド	親投資信託受益証券	0.1

■ 円コース

順位	銘柄	種類	投資比率（％）
1	PIMCOケイマン・ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド-J（JPY, Hedged）	投資信託受益証券	95.9
2	野村マネー マザーファンド	親投資信託受益証券	0.0

■ 豪ドルコース

順位	銘柄	種類	投資比率（％）
1	PIMCOケイマン・ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド-J（AUD, Hedged）	投資信託受益証券	96.4
2	野村マネー マザーファンド	親投資信託受益証券	0.0

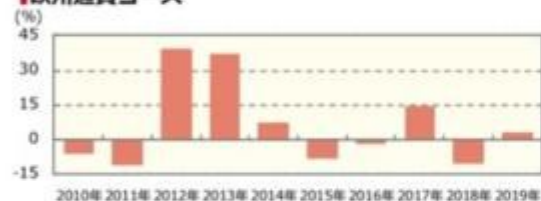
「PIMCOケイマン・ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド」の資産内容

順位	銘柄	業種	構成比 (%)
1	SCHAEFFLER (IHO VERWALTUNGS) SEC REGS	自動車・自動車部品	1.5
2	INEOS GROUP HOLDINGS SA SR UNSEC REGS	化学	1.3
3	NOVASEP HOLDING SAS SR UNSEC	化学	1.1
4	ARDAGH PKG FIN/HLDS USA SR UNSEC REGS	素材	1.0
5	LKQ ITALIA BONDCO SPA SR UNSEC	自動車・自動車部品	1.0
6	INTRUM AB REGS	各種金融	1.0
7	ALTICE FINANCING SA SEC REGS	メディア	1.0
8	LINCOLN FINANCING SARL SEC REGS	自動車・自動車部品	1.0
9	UGI INTERNATIONAL ENTERAP SR UNSEC REGS	公益事業	1.0
10	UNITED GROUP BV SR SEC REGS	メディア	0.9

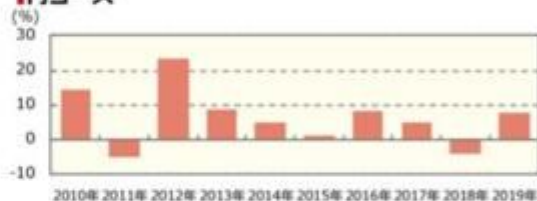
※上記の構成比は、PIMCOケイマン・ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンドの社債部分から算出しております。

■ 年間収益率の推移（暦年ベース）

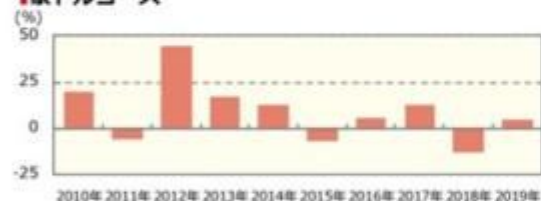
■ 欧州通貨コース



■ 円コース



■ 豪ドルコース



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2019年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

ファンドは、「欧州通貨コース」「円コース」「豪ドルコース」の3つのファンドで構成されていますが、販売会社によっては、一部のファンドのみのお取り扱いとなる場合があります。

取得申込みの受付けについては、午後３時までに取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

ただし、販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として取得およびスイッチングの申込みができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、１万口以上１万口単位(当初元本１口＝１円)または１万円以上１円単位（販売会社との累積投資契約に基づいて分配金を再投資する場合には１口単位）とします。

なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合や、取得申込単位が前記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

スイッチングによる申込みは、「欧州通貨コース」「円コース」「豪ドルコース」間で、１万口以上１万口単位または１万円以上１円単位でできます。

なお、「欧州通貨コース」「円コース」「豪ドルコース」の全てをご換金した場合の手取金の全額をもっていずれかもう一方のファンドの取得申込みを行なう場合は１口単位とします。（販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。）

■ 積立方式 ■

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約を締結した場合、当該契約で規定する取得申込みの単位によるものとします。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込み（スイッチングの申込みを含みます）の受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込み（スイッチングの申込みを含みます）の受付けを取り消す場合があります。

上記の取得申込みの受付けの中止等を行なう事情等によっては、スイッチングのお申込みについては可能な場合もあります。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関

へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、委託者に1万口単位または1口単位のいずれか販売会社が定める単位（累積投資契約にかかる受益権については1口単位）で一部解約の実行を請求することができます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付けについては、午後3時まで、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

ただし、販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として受益権の一部解約の実行の請求の受付けを行いません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

換金価額は、解約申込みの受付日の翌営業日の基準価額となります。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口換金について、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により換金の金額に制限を設ける場合や換金の受付時間に制限を設ける場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

< 基準価額の計算方法 >

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
外国投資信託	原則、基準価額計算日の前日(前日が外国ファンドの営業日でない場合はとりうる直近)の純資産価格で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日 ¹ における以下のいずれかの価額で評価します。 ² 日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く) 価格情報会社の提供する価額

1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

（２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2023年10月13日までとします(2008年8月11日設定)。

なお、委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

原則として、毎月14日から翌月13日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

(a) ファンドの繰上償還条項

- () 委託者は、各ファンドにつき、その信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- () 委託者は、信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

- () 委託者は、上記「(a) ファンドの繰上償還条項()」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- () 上記()の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- () 上記()の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- () 上記()から()までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記()から()までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。
- () 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- () 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(e) 信託約款の変更等()」の書面決議が否決となる場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。

(c) 運用報告書

各ファンドにつき、毎年5月、11月に終了する計算期間の末日および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。

(d) 有価証券報告書

委託者は、有価証券報告書を原則毎年1月、7月の決算日を基準に作成し3ヵ月以内に関東財務局長に提出します。

(e) 信託約款の変更等

- () 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- () 委託者は、上記()の事項（上記()の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- () 上記()の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- () 上記()の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- () 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- () 上記()から()までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- () 上記()から()の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(f) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(g) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い

- () 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(e) 信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- () 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させま

す。

(h) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(i) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

- 1.他の受益者の氏名または名称および住所
- 2.他の受益者が有する受益権の内容

(j) 関係法人との契約の更新に関する手続

- () 委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。
- () 委託者と投資顧問会社との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

■ 収益分配金の支払い開始日 ■

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

上記に関わらず、販売会社との累積投資契約に基づいて分配金を再投資する場合は、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■ 収益分配金請求権の失効 ■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

償還金に対する請求権

■ 償還金の支払い開始日 ■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■ 償還金請求権の失効 ■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

換金(解約)請求権

■ 換金(解約)の単位 ■

受益者は、受益権を1万口単位または1口単位のいずれか販売会社が定める単位（累積投資契約を結んでいる場合は1口単位）で換金できます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■ 換金(解約)代金の支払い開始日 ■

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、6営業日目から受益者にお支払いします。

第3【ファンドの経理状況】

欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（欧州通貨コース）

欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（円コース）

欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（豪ドルコース）

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(2019年1月16日から2019年7月16日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（欧州通貨コース）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (2019年 1月15日現在)	当期 (2019年 7月16日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	48,925,313	50,681,131
投資信託受益証券	808,383,994	782,100,638
親投資信託受益証券	1,002,850	1,002,752
流動資産合計	858,312,157	833,784,521
資産合計	858,312,157	833,784,521
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,336,335	3,176,074
未払解約金	420	1,420,977
未払受託者報酬	21,064	20,305
未払委託者報酬	1,327,047	1,279,172
未払利息	94	102
その他未払費用	1,675	1,616
流動負債合計	4,686,635	5,898,246
負債合計	4,686,635	5,898,246
純資産の部		
元本等		
元本	1,668,167,914	1,588,037,489
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	814,542,392	760,151,214
（分配準備積立金）	151,535,016	154,816,148
元本等合計	853,625,522	827,886,275
純資産合計	853,625,522	827,886,275
負債純資産合計	858,312,157	833,784,521

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2018年 7月14日 至 2019年 1月15日	当期 自 2019年 1月16日 至 2019年 7月16日
営業収益		
受取配当金	36,575,610	35,711,940
有価証券売買等損益	95,598,531	7,718,098
営業収益合計	59,022,921	43,430,038
営業費用		
支払利息	15,768	14,556
受託者報酬	125,063	114,778
委託者報酬	7,878,898	7,230,830
その他費用	9,948	9,124
営業費用合計	8,029,677	7,369,288
営業利益又は営業損失（ ）	67,052,598	36,060,750
経常利益又は経常損失（ ）	67,052,598	36,060,750
当期純利益又は当期純損失（ ）	67,052,598	36,060,750
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	517,159	605,954
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	740,610,632	814,542,392
剰余金増加額又は欠損金減少額	42,891,218	43,771,443
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	42,891,218	43,771,443
剰余金減少額又は欠損金増加額	29,301,833	5,536,517
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	29,301,833	5,536,517
分配金	19,951,388	19,298,544
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	814,542,392	760,151,214

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、2019年 1月16日から2019年 7月16日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

前期 2019年 1月15日現在	当期 2019年 7月16日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 1,668,167,914口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 1,588,037,489口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 814,542,392円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 760,151,214円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.5117円 (10,000口当たり純資産額) (5,117円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.5213円 (10,000口当たり純資産額) (5,213円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2018年 7月14日 至 2019年 1月15日	当期 自 2019年 1月16日 至 2019年 7月16日
1. 運用の外部委託費用	1. 運用の外部委託費用

信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用

支払金額 2,200,161円

2. 分配金の計算過程

2018年 7月14日から2018年 8月13日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,798,795円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	217,949,578円
分配準備積立金額	D	149,867,010円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	372,615,383円
当ファンドの期末残存口数	F	1,695,711,543口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,197円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	3,391,423円

2018年 8月14日から2018年 9月13日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,748,362円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	217,025,549円
分配準備積立金額	D	149,414,341円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	372,188,252円
当ファンドの期末残存口数	F	1,682,912,648口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,211円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	3,365,825円

2018年 9月14日から2018年10月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,559,585円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	210,924,713円
分配準備積立金額	D	147,290,070円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	362,774,368円
当ファンドの期末残存口数	F	1,634,506,158口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,219円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	3,269,012円

2018年10月16日から2018年11月13日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,721,121円

信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用

支払金額 2,012,452円

2. 分配金の計算過程

2019年 1月16日から2019年 2月13日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,700,612円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	215,443,183円
分配準備積立金額	D	148,202,287円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	369,346,082円
当ファンドの期末残存口数	F	1,633,247,194口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,261円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	3,266,494円

2019年 2月14日から2019年 3月13日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,693,808円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	215,809,982円
分配準備積立金額	D	150,441,184円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	371,944,974円
当ファンドの期末残存口数	F	1,634,011,858口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,276円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	3,268,023円

2019年 3月14日から2019年 4月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,582,207円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	211,780,999円
分配準備積立金額	D	149,769,907円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	367,133,113円
当ファンドの期末残存口数	F	1,602,428,320口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,291円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	3,204,856円

2019年 4月16日から2019年 5月13日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,771,896円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	209,750,759円
分配準備積立金額	D	147,531,322円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	362,003,202円
当ファンドの期末残存口数	F	1,624,398,523口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,228円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	3,248,797円

2018年11月14日から2018年12月13日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,887,771円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	219,970,968円
分配準備積立金額	D	148,854,921円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	373,713,660円
当ファンドの期末残存口数	F	1,669,998,208口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,237円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	3,339,996円

2018年12月14日から2019年 1月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,788,881円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	219,885,385円
分配準備積立金額	D	150,082,470円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	374,756,736円
当ファンドの期末残存口数	F	1,668,167,914口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,246円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	3,336,335円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	211,443,342円
分配準備積立金額	D	151,677,218円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	367,892,456円
当ファンドの期末残存口数	F	1,598,870,552口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,300円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	3,197,741円

2019年 5月14日から2019年 6月13日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,680,048円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	210,829,109円
分配準備積立金額	D	152,453,386円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	367,962,543円
当ファンドの期末残存口数	F	1,592,678,093口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,310円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	3,185,356円

2019年 6月14日から2019年 7月16日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,676,342円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	210,398,817円
分配準備積立金額	D	153,315,880円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	368,391,039円
当ファンドの期末残存口数	F	1,588,037,489口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,319円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	3,176,074円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

前期 自 2018年 7月14日 至 2019年 1月15日	当期 自 2019年 1月16日 至 2019年 7月16日
1. 金融商品に対する取組方針	1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。	
これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	
3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。	3.金融商品に係るリスク管理体制 同左
○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。	
○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。	
○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	

(2)金融商品の時価等に関する事項

前期 2019年 1月15日現在	当期 2019年 7月16日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 2018年 7月14日 至 2019年 1月15日	当期 自 2019年 1月16日 至 2019年 7月16日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

前期 自 2018年 7月14日 至 2019年 1月15日	当期 自 2019年 1月16日 至 2019年 7月16日
期首元本額 1,700,585,409円	期首元本額 1,668,167,914円
期中追加設定元本額 63,415,479円	期中追加設定元本額 11,681,073円
期中一部解約元本額 95,832,974円	期中一部解約元本額 91,811,498円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 2018年 7月14日 至 2019年 1月15日	当期 自 2019年 1月16日 至 2019年 7月16日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	24,155,308	412,459
親投資信託受益証券	0	0
合計	24,155,308	412,459

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2019年7月16日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2019年7月16日現在)

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
----	----	----	------	-----	----

投資信託受益証券	日本円	PIMCOケイマン・ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - J (EUR)	196,409	782,100,638	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：94.5%	196,409	782,100,638 99.9%	
	合計			782,100,638	
親投資信託受益証券	日本円	野村マネー マザーファンド	982,609	1,002,752	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.1%	982,609	1,002,752 0.1%	
	合計			1,002,752	
合計				783,103,390	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（円コース）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (2019年 1月15日現在)	当期 (2019年 7月16日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	171,992,350	169,536,899
投資信託受益証券	3,360,638,886	3,336,073,536
親投資信託受益証券	1,002,850	1,002,752
未収入金	-	4,191,460
流動資産合計	3,533,634,086	3,510,804,647
資産合計	3,533,634,086	3,510,804,647
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	16,794,269	16,079,894
未払解約金	1,234,935	4,192,737
未払受託者報酬	86,236	85,536
未払委託者報酬	5,432,819	5,388,647
未払利息	331	341
その他未払費用	6,891	6,831
流動負債合計	23,555,481	25,753,986
負債合計	23,555,481	25,753,986
純資産の部		
元本等		
元本	4,198,567,399	4,019,973,542
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	688,488,794	534,922,881
（分配準備積立金）	210,064,807	237,674,912
元本等合計	3,510,078,605	3,485,050,661
純資産合計	3,510,078,605	3,485,050,661
負債純資産合計	3,533,634,086	3,510,804,647

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2018年 7月14日 至 2019年 1月15日	当期 自 2019年 1月16日 至 2019年 7月16日
営業収益		
受取配当金	164,110,400	155,340,950
有価証券売買等損益	209,332,723	102,656,555
営業収益合計	45,222,323	257,997,505
営業費用		
支払利息	54,032	49,055
受託者報酬	522,912	478,117
委託者報酬	32,943,417	30,121,022
その他費用	41,774	38,187
営業費用合計	33,562,135	30,686,381
営業利益又は営業損失（ ）	78,784,458	227,311,124
経常利益又は経常損失（ ）	78,784,458	227,311,124
当期純利益又は当期純損失（ ）	78,784,458	227,311,124
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	147,360	693,823
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	550,625,983	688,488,794
剰余金増加額又は欠損金減少額	47,463,223	28,429,578
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	47,463,223	28,429,578
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,548,227	2,734,745
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,548,227	2,734,745
分配金	104,845,989	98,746,221
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	688,488,794	534,922,881

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	当該財務諸表の特定期間は、2019年 1月16日から2019年 7月16日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

前期 2019年 1月15日現在	当期 2019年 7月16日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 4,198,567,399口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 4,019,973,542口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 688,488,794円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 534,922,881円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8360円 (10,000口当たり純資産額) (8,360円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8669円 (10,000口当たり純資産額) (8,669円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2018年 7月14日 至 2019年 1月15日	当期 自 2019年 1月16日 至 2019年 7月16日
1.運用の外部委託費用	1.運用の外部委託費用

信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用

支払金額 9,291,869円

2. 分配金の計算過程

2018年 7月14日から2018年 8月13日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	22,903,207円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	1,569,582,196円
分配準備積立金額	D	197,541,223円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,790,026,626円
当ファンドの期末残存口数	F	4,520,969,329口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,959円
10,000口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	18,083,877円

2018年 8月14日から2018年 9月13日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	22,252,624円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	1,558,860,036円
分配準備積立金額	D	200,893,819円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,782,006,479円
当ファンドの期末残存口数	F	4,489,870,139口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,968円
10,000口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	17,959,480円

2018年 9月14日から2018年10月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	21,433,042円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	1,520,248,764円
分配準備積立金額	D	200,023,785円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,741,705,591円
当ファンドの期末残存口数	F	4,378,450,247口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,977円
10,000口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	17,513,800円

2018年10月16日から2018年11月13日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	21,877,589円

信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用

支払金額 8,479,614円

2. 分配金の計算過程

2019年 1月16日から2019年 2月13日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	24,481,201円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	1,454,098,948円
分配準備積立金額	D	209,401,031円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,687,981,180円
当ファンドの期末残存口数	F	4,186,943,038口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,031円
10,000口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	16,747,772円

2019年 2月14日から2019年 3月13日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	24,042,944円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	1,442,753,471円
分配準備積立金額	D	215,228,654円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,682,025,069円
当ファンドの期末残存口数	F	4,153,744,396口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,049円
10,000口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	16,614,977円

2019年 3月14日から2019年 4月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	24,009,812円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	1,440,176,614円
分配準備積立金額	D	221,875,139円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,686,061,565円
当ファンドの期末残存口数	F	4,145,368,124口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,067円
10,000口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	16,581,472円

2019年 4月16日から2019年 5月13日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	21,159,006円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	1,501,647,991円
分配準備積立金額	D	201,336,163円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,724,861,743円
当ファンドの期末残存口数	F	4,324,594,607口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,988円
10,000口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	17,298,378円

2018年11月14日から2018年12月13日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	21,743,854円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	1,492,860,671円
分配準備積立金額	D	204,615,583円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,719,220,108円
当ファンドの期末残存口数	F	4,299,046,342口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,999円
10,000口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	17,196,185円

2018年12月14日から2019年 1月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	22,670,044円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	1,458,053,493円
分配準備積立金額	D	204,189,032円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,684,912,569円
当ファンドの期末残存口数	F	4,198,567,399口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,013円
10,000口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	16,794,269円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	1,431,766,692円
分配準備積立金額	D	227,614,871円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,680,540,569円
当ファンドの期末残存口数	F	4,120,292,217口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,078円
10,000口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	16,481,168円

2019年 5月14日から2019年 6月13日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	20,403,746円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	1,410,971,755円
分配準備積立金額	D	228,832,556円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,660,208,057円
当ファンドの期末残存口数	F	4,060,234,531口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,088円
10,000口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	16,240,938円

2019年 6月14日から2019年 7月16日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	23,150,122円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	1,397,061,416円
分配準備積立金額	D	230,604,684円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,650,816,222円
当ファンドの期末残存口数	F	4,019,973,542口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,106円
10,000口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	16,079,894円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

前期 自 2018年 7月14日 至 2019年 1月15日	当期 自 2019年 1月16日 至 2019年 7月16日
1. 金融商品に対する取組方針	1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。	
これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	
3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。	3.金融商品に係るリスク管理体制 同左
○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。	
○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。	
○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	

(2)金融商品の時価等に関する事項

前期 2019年 1月15日現在	当期 2019年 7月16日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 2018年 7月14日 至 2019年 1月15日	当期 自 2019年 1月16日 至 2019年 7月16日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

前期 自 2018年 7月14日 至 2019年 1月15日	当期 自 2019年 1月16日 至 2019年 7月16日
期首元本額 4,529,773,321円	期首元本額 4,198,567,399円
期中追加設定元本額 11,703,603円	期中追加設定元本額 19,647,794円
期中一部解約元本額 342,909,525円	期中一部解約元本額 198,241,651円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 2018年 7月14日 至 2019年 1月15日	当期 自 2019年 1月16日 至 2019年 7月16日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	13,666,739	38,013,600
親投資信託受益証券	0	0
合計	13,666,739	38,013,600

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2019年7月16日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2019年7月16日現在)

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
----	----	----	------	-----	----

投資信託受益証券	日本円	PIMCOケイマン・ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - J (JPY, Hedged)	506,848	3,336,073,536	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：95.7%	506,848	3,336,073,536 100.0%	
	合計			3,336,073,536	
親投資信託受益証券	日本円	野村マネー マザーファンド	982,609	1,002,752	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.0%	982,609	1,002,752 0.0%	
	合計			1,002,752	
合計				3,337,076,288	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（豪ドルコース）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (2019年 1月15日現在)	当期 (2019年 7月16日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,663,569,736	1,624,967,760
投資信託受益証券	35,433,040,500	34,029,219,940
親投資信託受益証券	1,002,850	1,002,752
未収入金	15,789,584	3,932,520
流動資産合計	37,113,402,670	35,659,122,972
資産合計	37,113,402,670	35,659,122,972
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	268,165,161	256,694,097
未払解約金	49,840,712	21,815,123
未払受託者報酬	907,045	858,686
未払委託者報酬	57,143,884	54,097,128
未払利息	3,202	3,271
その他未払費用	72,558	68,686
流動負債合計	376,132,562	333,536,991
負債合計	376,132,562	333,536,991
純資産の部		
元本等		
元本	89,388,387,138	85,564,699,156
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	52,651,117,030	50,239,113,175
（分配準備積立金）	9,179,556,517	8,979,666,380
元本等合計	36,737,270,108	35,325,585,981
純資産合計	36,737,270,108	35,325,585,981
負債純資産合計	37,113,402,670	35,659,122,972

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2018年 7月14日 至 2019年 1月15日	当期 自 2019年 1月16日 至 2019年 7月16日
営業収益		
受取配当金	2,519,750,650	2,022,827,730
有価証券売買等損益	5,055,851,179	63,846,226
営業収益合計	2,536,100,529	2,086,673,956
営業費用		
支払利息	503,286	443,266
受託者報酬	5,684,989	4,935,255
委託者報酬	358,154,018	310,920,776
その他費用	454,740	394,765
営業費用合計	364,797,033	316,694,062
営業利益又は営業損失（ ）	2,900,897,562	1,769,979,894
経常利益又は経常損失（ ）	2,900,897,562	1,769,979,894
当期純利益又は当期純損失（ ）	2,900,897,562	1,769,979,894
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	8,763,146	12,473,337
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	52,868,109,031	52,651,117,030
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,354,675,012	2,716,355,293
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,354,675,012	2,716,355,293
剰余金減少額又は欠損金増加額	574,357,919	497,184,392
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	574,357,919	497,184,392
分配金	1,671,190,676	1,564,673,603
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	52,651,117,030	50,239,113,175

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、2019年 1月16日から2019年 7月16日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

前期 2019年 1月15日現在	当期 2019年 7月16日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 89,388,387,138口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 85,564,699,156口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 52,651,117,030円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 50,239,113,175円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.4110円 (10,000口当たり純資産額) (4,110円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.4129円 (10,000口当たり純資産額) (4,129円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2018年 7月14日 至 2019年 1月15日	当期 自 2019年 1月16日 至 2019年 7月16日
1. 運用の外部委託費用	1. 運用の外部委託費用

信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用

支払金額 101,674,540円

2. 分配金の計算過程

2018年 7月14日から2018年 8月13日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	427,827,184円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	39,961,653,843円
分配準備積立金額	D	9,473,979,081円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	49,863,460,108円
当ファンドの期末残存口数	F	96,524,136,798口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	5,165円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	289,572,410円

2018年 8月14日から2018年 9月13日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	424,326,501円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	39,350,173,600円
分配準備積立金額	D	9,447,137,356円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	49,221,637,457円
当ファンドの期末残存口数	F	95,012,078,262口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	5,180円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	285,036,234円

2018年 9月14日から2018年10月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	417,014,465円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	38,800,561,095円
分配準備積立金額	D	9,432,177,864円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	48,649,753,424円
当ファンドの期末残存口数	F	93,645,521,157口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	5,195円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	280,936,563円

2018年10月16日から2018年11月13日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	336,137,849円

信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用

支払金額 88,042,574円

2. 分配金の計算過程

2019年 1月16日から2019年 2月13日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	325,353,681円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	36,849,183,839円
分配準備積立金額	D	9,101,135,601円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	46,275,673,121円
当ファンドの期末残存口数	F	88,773,802,284口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	5,212円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	266,321,406円

2019年 2月14日から2019年 3月13日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	322,025,474円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	36,518,211,905円
分配準備積立金額	D	9,061,009,182円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	45,901,246,561円
当ファンドの期末残存口数	F	87,943,850,882口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	5,219円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	263,831,552円

2019年 3月14日から2019年 4月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	323,209,938円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	36,084,136,510円
分配準備積立金額	D	8,992,345,905円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	45,399,692,353円
当ファンドの期末残存口数	F	86,862,895,423口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	5,226円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	260,588,686円

2019年 4月16日から2019年 5月13日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	285,156,248円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	38,217,657,214円
分配準備積立金額	D	9,405,948,109円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	47,959,743,172円
当ファンドの期末残存口数	F	92,202,733,557口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	5,201円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	276,608,200円

2018年11月14日から2018年12月13日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	292,168,845円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	37,445,369,969円
分配準備積立金額	D	9,249,137,626円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	46,986,676,440円
当ファンドの期末残存口数	F	90,290,702,981口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	5,203円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	270,872,108円

2018年12月14日から2019年 1月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	287,543,811円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	37,088,844,953円
分配準備積立金額	D	9,160,177,867円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	46,536,566,631円
当ファンドの期末残存口数	F	89,388,387,138口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	5,206円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	268,165,161円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	35,908,737,503円
分配準備積立金額	D	8,994,986,884円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	45,188,880,635円
当ファンドの期末残存口数	F	86,409,902,352口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	5,229円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	259,229,707円

2019年 5月14日から2019年 6月13日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	281,492,857円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	35,755,043,184円
分配準備積立金額	D	8,962,910,858円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	44,999,446,899円
当ファンドの期末残存口数	F	86,002,718,460口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	5,232円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	258,008,155円

2019年 6月14日から2019年 7月16日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	311,928,046円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	35,589,157,916円
分配準備積立金額	D	8,924,432,431円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	44,825,518,393円
当ファンドの期末残存口数	F	85,564,699,156口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	5,238円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	256,694,097円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

前期 自 2018年 7月14日 至 2019年 1月15日	当期 自 2019年 1月16日 至 2019年 7月16日
1. 金融商品に対する取組方針	1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。	
これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	
3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。	3.金融商品に係るリスク管理体制 同左
○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。	
○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。	
○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	

(2)金融商品の時価等に関する事項

前期 2019年 1月15日現在	当期 2019年 7月16日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 2018年 7月14日 至 2019年 1月15日	当期 自 2019年 1月16日 至 2019年 7月16日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

前期 自 2018年 7月14日 至 2019年 1月15日	当期 自 2019年 1月16日 至 2019年 7月16日
期首元本額 97,998,866,117円	期首元本額 89,388,387,138円
期中追加設定元本額 1,030,258,968円	期中追加設定元本額 855,028,714円
期中一部解約元本額 9,640,737,947円	期中一部解約元本額 4,678,716,696円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 2018年 7月14日 至 2019年 1月15日	当期 自 2019年 1月16日 至 2019年 7月16日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	1,544,073,960	586,691,621
親投資信託受益証券	0	0
合計	1,544,073,960	586,691,621

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2019年7月16日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2019年7月16日現在)

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
----	----	----	------	-----	----

投資信託受益証券	日本円	PIMCOケイマン・ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - J (AUD, Hedged)	11,059,220	34,029,219,940	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：96.3%	11,059,220	34,029,219,940	100.0%
	合計			34,029,219,940	
親投資信託受益証券	日本円	野村マネー マザーファンド	982,609	1,002,752	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.0%	982,609	1,002,752	0.0%
	合計			1,002,752	
合計				34,030,222,692	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

「欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド」の各ファンドは「野村マネー マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

野村マネー マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

(2019年 7月16日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	2,169,834,299
地方債証券	1,559,193,289
特殊債券	1,901,730,778
社債券	2,305,558,140
コマーシャル・ペーパー	499,998,306
未収利息	4,800,051
前払費用	15,065,718
流動資産合計	8,456,180,581
資産合計	8,456,180,581
負債の部	
流動負債	
未払利息	4,368
流動負債合計	4,368
負債合計	4,368
純資産の部	
元本等	
元本	8,286,641,768
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	169,534,445
元本等合計	8,456,176,213
純資産合計	8,456,176,213

(2019年 7月16日現在)

負債純資産合計

8,456,180,581

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	地方債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 コマーシャル・ペーパー 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2019年 7月16日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0205円
(10,000口当たり純資産額)	(10,205円)

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2019年 1月16日 至 2019年 7月16日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2019年 7月16日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
ん。	
2. 時価の算定方法	
地方債証券、特殊債券、社債券	
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	
コマーシャル・ペーパー	
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており	
ます。	

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2019年 7月16日現在	
期首	2019年 1月16日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	11,203,985,063円
同期中における追加設定元本額	105,615,822円
同期中における一部解約元本額	3,022,959,117円
期末元本額	8,286,641,768円
期末元本額の内訳*	
野村米国ハイ・イールド債券投信（マネーボールファンド）年2回決算型	18,877,601円
野村日本ブランド株投資（マネーボールファンド）年2回決算型	105,046,724円
野村世界業種別投資シリーズ（マネーボール・ファンド）	10,636,857円
ノムラ・アジア・シリーズ（マネーボール・ファンド）	65,042,482円
野村新エマージング債券投信（マネーボールファンド）年2回決算型	2,513,115円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（マネーボールファンド）年2回決算型	1,230,043円
野村グローバルC B投信（マネーボールファンド）年2回決算型	837,995円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（マネーボールファンド）年2回決算型	13,253,393円
ネクストコア	19,922,154円
野村世界高金利通貨投信	151,953,753円
野村新世界高金利通貨投信	982,608円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（欧州通貨コース）	982,609円

欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（円コース）	982,609円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（豪ドルコース）	982,609円
野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）毎月分配型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）年2回決算型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年2回決算型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）年2回決算型	9,826円
野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）年2回決算型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型	98,260円
野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）年2回決算型	98,261円
野村日本ブランド株投資（円コース）毎月分配型	982,609円
野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）毎月分配型	982,608円
野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）毎月分配型	982,608円
野村日本ブランド株投資（南アフリカランドコース）毎月分配型	98,261円
野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）毎月分配型	982,607円
野村日本ブランド株投資（円コース）年2回決算型	982,608円
野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）年2回決算型	982,608円
野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）年2回決算型	982,608円
野村日本ブランド株投資（南アフリカランドコース）年2回決算型	98,260円
野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）年2回決算型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（円コース）年2回決算型	98,261円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）年2回決算型	98,260円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型	98,261円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）年2回決算型	98,260円
野村新エマージング債券投信（円コース）毎月分配型	982,608円
野村新エマージング債券投信（米ドルコース）毎月分配型	98,261円
野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）毎月分配型	982,607円
野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	982,608円
野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型	98,261円
野村新エマージング債券投信（中国元コース）毎月分配型	982,607円
野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）毎月分配型	982,608円
野村新エマージング債券投信（円コース）年2回決算型	982,608円
野村新エマージング債券投信（米ドルコース）年2回決算型	98,261円
野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）年2回決算型	98,260円
野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	982,608円
野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型	9,826円

野村新エマージング債券投信（中国元コース）年２回決算型	982,608円
野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）年２回決算型	98,261円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（資源国通貨コース）毎月分配型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（アジア通貨コース）毎月分配型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（円コース）年２回決算型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（資源国通貨コース）年２回決算型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（アジア通貨コース）年２回決算型	984,834円
野村高金利国際機関債投信（毎月分配型）	49,354,623円
野村アジアＣＢ投信（毎月分配型）	982,608円
野村グローバルＣＢ投信（円コース）毎月分配型	984,543円
野村グローバルＣＢ投信（資源国通貨コース）毎月分配型	984,543円
野村グローバルＣＢ投信（アジア通貨コース）毎月分配型	984,543円
野村グローバルＣＢ投信（円コース）年２回決算型	984,543円
野村グローバルＣＢ投信（資源国通貨コース）年２回決算型	984,543円
野村グローバルＣＢ投信（アジア通貨コース）年２回決算型	984,543円
ノムラ新興国債券ファンズ（野村ＳＭＡ向け）	10,000円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（円コース）毎月分配型	984,252円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（米ドルコース）毎月分配型	98,261円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（豪ドルコース）毎月分配型	984,252円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	984,252円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（円コース）年２回決算型	984,252円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（米ドルコース）年２回決算型	98,261円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（豪ドルコース）年２回決算型	984,252円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（ブラジルリアルコース）年２回決算型	984,252円
野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型	982,609円
野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型	982,609円
野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）年２回決算型	982,609円
野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）年２回決算型	982,609円
野村ＰＩＭＣＯ新興国インフラ関連債券投信（円コース）毎月分配型	982,607円
野村ＰＩＭＣＯ新興国インフラ関連債券投信（資源国通貨コース）毎月分配型	982,607円
野村ＰＩＭＣＯ新興国インフラ関連債券投信（アジア通貨コース）毎月分配型	982,608円
野村ＰＩＭＣＯ新興国インフラ関連債券投信（円コース）年２回決算型	98,261円
野村ＰＩＭＣＯ新興国インフラ関連債券投信（資源国通貨コース）年２回決算型	98,261円
野村ＰＩＭＣＯ新興国インフラ関連債券投信（アジア通貨コース）年２回決算型	98,261円
野村米国ブランド株投資（円コース）毎月分配型	98,261円
野村米国ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型	983,768円
野村米国ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型	983,768円
野村米国ブランド株投資（円コース）年２回決算型	983,768円
野村米国ブランド株投資（資源国通貨コース）年２回決算型	983,768円
野村米国ブランド株投資（アジア通貨コース）年２回決算型	983,768円
ノムラ・グローバルトレンド（円コース）毎月分配型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（資源国通貨コース）毎月分配型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（アジア通貨コース）毎月分配型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（円コース）年２回決算型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（資源国通貨コース）年２回決算型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（アジア通貨コース）年２回決算型	983,672円
野村テンブルトン・トータル・リターン　Ａコース	983,381円

野村テンブルトン・トータル・リターン Bコース	98,261円
野村テンブルトン・トータル・リターン Cコース	983,381円
野村テンブルトン・トータル・リターン Dコース	983,381円
野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,609円
野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）年2回決算型	98,262円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,609円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（通貨セレクトコース）年2回決算型	98,261円
野村グローバル高配当株プレミアム（円コース）毎月分配型	983,091円
野村グローバル高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	983,091円
野村グローバル高配当株プレミアム（円コース）年2回決算型	983,091円
野村グローバル高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）年2回決算型	983,091円
野村アジアハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信（アジア通貨セレクトコース）毎月分配型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信（円コース）年2回決算型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）年2回決算型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信（アジア通貨セレクトコース）年2回決算型	982,898円
野村豪ドル債オープン・プレミアム毎月分配型	982,801円
野村豪ドル債オープン・プレミアム年2回決算型	491,401円
野村グローバルREITプレミアム（円コース）毎月分配型	982,608円
野村グローバルREITプレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,608円
野村グローバルREITプレミアム（円コース）年2回決算型	982,608円
野村グローバルREITプレミアム（通貨セレクトコース）年2回決算型	982,608円
野村日本高配当株プレミアム（円コース）毎月分配型	982,415円
野村日本高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,415円
野村日本高配当株プレミアム（円コース）年2回決算型	982,415円
野村日本高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）年2回決算型	982,415円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（円コース）毎月分配型	982,029円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,029円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（円コース）年2回決算型	982,029円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（通貨セレクトコース）年2回決算型	982,029円
野村カルミニャック・ファンド Aコース	981,547円
野村カルミニャック・ファンド Bコース	981,547円
野村通貨選択日本株投信（米ドルコース）毎月分配型	981,451円
野村通貨選択日本株投信（ユーロコース）毎月分配型	1,813円
野村通貨選択日本株投信（豪ドルコース）毎月分配型	315,476円
野村通貨選択日本株投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	946,340円
野村通貨選択日本株投信（トルコリラコース）毎月分配型	123,377円
野村通貨選択日本株投信（メキシコペソコース）毎月分配型	981,451円
野村通貨選択日本株投信（中国元コース）毎月分配型	41,316円
野村通貨選択日本株投信（インドネシアルピアコース）毎月分配型	54,497円
野村通貨選択日本株投信（インドルピーコース）毎月分配型	277,875円
野村通貨選択日本株投信（ロシアルーブルコース）毎月分配型	48,092円
野村通貨選択日本株投信（米ドルコース）年2回決算型	981,451円
野村通貨選択日本株投信（ユーロコース）年2回決算型	4,908円
野村通貨選択日本株投信（豪ドルコース）年2回決算型	253,829円
野村通貨選択日本株投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	213,673円
野村通貨選択日本株投信（トルコリラコース）年2回決算型	43,905円

野村通貨選択日本株投信（メキシコペソコース）年2回決算型	774,485円
野村通貨選択日本株投信（中国元コース）年2回決算型	51,703円
野村通貨選択日本株投信（インドネシアルピアコース）年2回決算型	36,381円
野村通貨選択日本株投信（インドルピーコース）年2回決算型	118,445円
野村通貨選択日本株投信（ロシアルーブルコース）年2回決算型	13,741円
野村エマージング債券プレミアム毎月分配型	981,451円
野村エマージング債券プレミアム年2回決算型	981,451円
ノムラ THE USA Aコース	981,258円
ノムラ THE USA Bコース	981,258円
ノムラ THE EUROPE Aコース	98,117円
ノムラ THE EUROPE Bコース	98,117円
野村日本ブランド株投資（米ドルコース）毎月分配型	9,809円
野村日本ブランド株投資（メキシコペソコース）毎月分配型	9,809円
野村日本ブランド株投資（米ドルコース）年2回決算型	9,809円
野村日本ブランド株投資（メキシコペソコース）年2回決算型	9,809円
野村アジアハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型	9,808円
野村アジアハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年2回決算型	9,808円
野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型	9,808円
野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）年2回決算型	9,808円
野村米国ブランド株投資（米ドルコース）毎月分配型	9,807円
野村米国ブランド株投資（米ドルコース）年2回決算型	9,807円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（米ドルコース）毎月分配型	9,807円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（米ドルコース）年2回決算型	9,807円
野村グローバルボンド投信 Aコース	98,049円
野村グローバルボンド投信 Bコース	980,489円
野村グローバルボンド投信 Cコース	98,049円
野村グローバルボンド投信 Dコース	980,489円
野村グローバルボンド投信 Eコース	98,049円
野村グローバルボンド投信 Fコース	980,489円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型	9,805円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型	9,805円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年2回決算型	9,805円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）年2回決算型	9,805円
野村高配当インフラ関連株ファンド（円コース）毎月分配型	9,803円
野村高配当インフラ関連株ファンド（米ドルコース）毎月分配型	980,297円
野村高配当インフラ関連株ファンド（通貨セレクトコース）毎月分配型	980,297円
野村高配当インフラ関連株ファンド（円コース）年2回決算型	9,803円
野村高配当インフラ関連株ファンド（米ドルコース）年2回決算型	980,297円
野村高配当インフラ関連株ファンド（通貨セレクトコース）年2回決算型	9,803円
野村新興国高配当株トリプルウイング ブラジルリアル毎月分配型	9,803円
ピムコ・世界インカム戦略ファンド（円コース）	9,803円
ピムコ・世界インカム戦略ファンド（米ドルコース）	9,803円
ピムコ・世界インカム戦略ファンド（世界通貨分散コース）	9,803円
ノムラ新興国債券ファンズ（野村SMA・EW向け）	9,801円
野村ブルーベイ・トータルリターンファンド（野村SMA・EW向け）	9,801円
ノムラ THE ASIA Aコース	97,992円
ノムラ THE ASIA Bコース	979,912円
グローバル・ストック Aコース	97,953円

グローバル・ストック Bコース	979,528円
グローバル・ストック Cコース	97,953円
グローバル・ストック Dコース	979,528円
野村グローバル・クオリティ・グロース Aコース（野村SMA・EW向け）	9,794円
野村グローバル・クオリティ・グロース Bコース（野村SMA・EW向け）	9,794円
野村MFSグローバル・リサーチ・フォーカス株式 Aコース（野村SMA・EW向け）	9,794円
野村MFSグローバル・リサーチ・フォーカス株式 Bコース（野村SMA・EW向け）	9,794円
野村ファンドラップ債券プレミア	9,795円
野村ファンドラップオルタナティブプレミア	9,795円
野村PIMCO米国投資適格債券戦略ファンド（為替ヘッジあり）毎月分配型	9,797円
野村PIMCO米国投資適格債券戦略ファンド（為替ヘッジあり）年2回決算型	9,797円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Aコース	9,797円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Bコース	9,797円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Cコース	9,797円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Dコース	9,797円
第1回 野村短期公社債ファンド	3,037,421円
第2回 野村短期公社債ファンド	3,919,169円
第3回 野村短期公社債ファンド	1,371,897円
第4回 野村短期公社債ファンド	1,077,981円
第5回 野村短期公社債ファンド	1,959,729円
第6回 野村短期公社債ファンド	1,077,981円
第7回 野村短期公社債ファンド	686,093円
第8回 野村短期公社債ファンド	98,261円
第9回 野村短期公社債ファンド	5,094,831円
第10回 野村短期公社債ファンド	1,959,728円
第11回 野村短期公社債ファンド	1,861,757円
第12回 野村短期公社債ファンド	6,664,982円
ノムラスマートプレミアムファンドハイブリッド30（非課税適格機関投資家専用）	5,129,840,665円
ノムラスマートプレミアムファンドハイブリッド50（適格機関投資家転売制限付）	2,050,866,611円
野村日経225ターゲット（公社債運用移行型）Dプライス（適格機関投資家専用）	424,221,200円
野村DC運用戦略ファンド	85,180,134円
野村DCテンプレート・トータル・リターン Aコース	9,818円
野村DCテンプレート・トータル・リターン Bコース	9,818円
野村DC運用戦略ファンド（マイルド）	7,492,405円

* は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2019年7月16日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2019年7月16日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
地方債証券	日本円	大阪府 公募第 3 3 0 回	116,000,000	116,324,504	
		大阪府 公募第 3 3 1 回	100,000,000	100,396,750	
		兵庫県 公募平成 2 1 年度第 2 3 回	100,000,000	100,340,838	
		静岡県 公募平成 2 1 年度第 4 回	100,000,000	100,148,030	
		静岡県 公募平成 2 1 年度第 5 回	100,000,000	100,345,032	
		広島県 公募平成 2 1 年度第 3 回	140,000,000	140,366,213	
		埼玉県 公募平成 2 1 年度第 4 回	100,000,000	100,041,600	
		福岡県 公募平成 2 6 年度第 4 回	100,000,000	100,028,452	
		岐阜県 公募平成 2 1 年度第 1 回	100,000,000	100,380,192	
		共同発行市場地方債 公募第 7 9 回	100,000,000	100,368,200	
		熊本県 公募（ 5 年 ）平成 2 6 年度第 1 回	300,000,000	300,021,106	
		広島市 公募平成 2 1 年度第 2 回	100,000,000	100,384,948	
		鹿児島県 公募（ 5 年 ）平成 2 6 年度第 1 回	100,000,000	100,047,424	
	小計	銘柄数：13 組入時価比率：18.4%	1,556,000,000	1,559,193,289 24.9%	
	合計			1,559,193,289	
特殊債券	日本円	日本政策投資銀行社債 財投機関債第 4 6 回	100,000,000	100,039,350	
		日本政策投資銀行社債 財投機関債第 6 7 回	100,000,000	100,000,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第 5 3 回	400,000,000	400,981,812	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第 8 5 回	90,000,000	90,049,740	
		地方公共団体金融機構債券 第 2 回	500,000,000	500,187,150	
		日本政策金融公庫債券 政府保証第 2 7 回	60,000,000	60,024,488	
		国際協力銀行債券 第 1 6 回財投機関債	100,000,000	100,355,400	
		商工債券 利付第 7 7 1 回い号	350,000,000	350,080,500	
		しんきん中金債券 利付第 2 9 6 回	200,000,000	200,012,338	
	小計	銘柄数：9 組入時価比率：22.5%	1,900,000,000	1,901,730,778 30.3%	
	合計			1,901,730,778	
社債券	日本円	三井住友信託銀行 第 8 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,009,627	
		三井不動産 第 3 7 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,617,720	
		東海旅客鉄道 第 1 6 回社債間限定同順位特約付	600,000,000	601,946,136	
		中部電力 第 4 9 0 回	200,000,000	200,070,864	
		中部電力 第 4 9 2 回	350,000,000	351,319,686	

	小計	東北電力 第４５２回	100,000,000	100,616,500	
		九州電力 第４２３回	100,000,000	100,177,676	
		北海道電力 第３１９回	550,000,000	550,520,683	
		電源開発 第２８回社債間限定同順位特約付	200,000,000	200,279,248	
		銘柄数：９	2,300,000,000	2,305,558,140	
		組入時価比率：27.3%		36.8%	
		合計		2,305,558,140	
コマーシャル・ペーパー	小計	三井住友Ｆ＆Ｌ	200,000,000	199,999,533	
		三井住友Ｆ＆Ｌ	100,000,000	99,999,853	
		三井住友Ｆ＆Ｌ	200,000,000	199,998,920	
		銘柄数：３	500,000,000	499,998,306	
		組入時価比率：5.9%		8.0%	
	合計			499,998,306	
合計				6,266,480,513	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（欧州通貨コース）

2019年7月31日現在

資産総額	823,390,466円
負債総額	806,264円
純資産総額（ - ）	822,584,202円
発行済口数	1,589,552,086口
1口当たり純資産額（ / ）	0.5175円

欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（円コース）

2019年7月31日現在

資産総額	3,485,476,690円
負債総額	3,319,074円
純資産総額（ - ）	3,482,157,616円
発行済口数	4,020,070,062口
1口当たり純資産額（ / ）	0.8662円

欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（豪ドルコース）

2019年7月31日現在

資産総額	34,792,603,937円
負債総額	55,339,842円
純資産総額（ - ）	34,737,264,095円
発行済口数	85,457,755,622口
1口当たり純資産額（ / ）	0.4065円

（参考）野村マネー マザーファンド

2019年7月31日現在

資産総額	8,539,752,497円
負債総額	100,795,014円
純資産総額（ - ）	8,438,957,483円
発行済口数	8,269,821,983口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0205円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2019年8月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

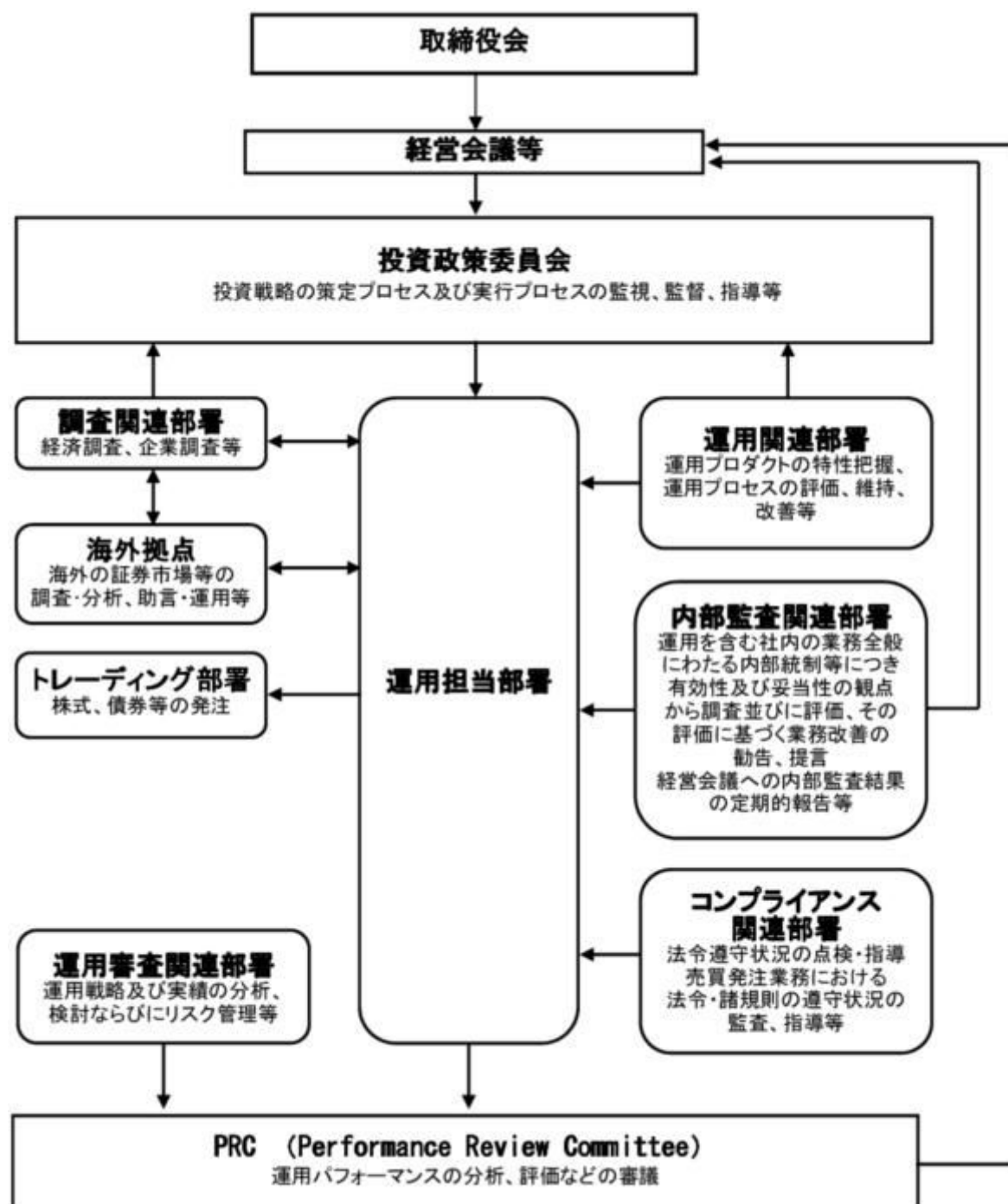
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2019年7月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
----	----	------------

追加型株式投資信託	1,018	27,940,707
単位型株式投資信託	174	962,835
追加型公社債投資信託	14	5,228,131
単位型公社債投資信託	428	1,734,227
合計	1,634	35,865,901

3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

2．財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

なお、従来、当社が監査証明を受けている新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日に名称を変更し、EY新日本有限責任監査法人となりました。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金		919	1,562
金銭の信託		47,936	45,493
有価証券		22,600	19,900
前払金		0	-
前払費用		26	27
未収入金		464	500
未収委託者報酬		24,059	25,246
未収運用受託報酬		6,764	5,933
その他		181	269
貸倒引当金		15	15
流動資産計		102,937	98,917
固定資産			
有形固定資産		874	714
建物	2	348	320
器具備品	2	525	393
無形固定資産		7,157	6,438

ソフトウェア		7,156		6,437	
その他		0		0	
投資その他の資産			13,825		18,608
投資有価証券		1,184		1,562	
関係会社株式		9,033		12,631	
従業員長期貸付金		36		-	
長期差入保証金		54		235	
長期前払費用		36		22	
前払年金費用		2,350		2,001	
繰延税金資産		3,074		2,694	
その他		168		168	
貸倒引当金		0		-	
投資損失引当金		-		707	
固定資産計			23,969		25,761
資産合計			126,906		124,679

		前事業年度 (2018年3月31日)		当事業年度 (2019年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			133		145
未払金	1		17,853		16,709
未払収益分配金		1		0	
未払償還金		31		25	
未払手数料		7,884		7,724	
関係会社未払金		7,930		7,422	
その他未払金		2,005		1,535	
未払費用	1		12,441		11,704
未払法人税等			2,241		1,560
前受収益			33		29
賞与引当金			4,626		3,792
流動負債計			37,329		33,942
固定負債					
退職給付引当金			2,938		3,219
時効後支払損引当金			548		558
固定負債計			3,486		3,777
負債合計			40,816		37,720
(純資産の部)					
株主資本			86,078		86,924
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			55,168		56,014
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		54,483		55,329	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		29,876		30,723	
評価・換算差額等			11		33

その他有価証券評価差額金			11		33
純資産合計			86,090		86,958
負債・純資産合計			126,906		124,679

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
営業収益			
委託者報酬		115,907	119,196
運用受託報酬		26,200	21,440
その他営業収益		338	355
営業収益計		142,447	140,992
営業費用			
支払手数料		45,252	42,675
広告宣伝費		1,079	1,210
公告費		0	0
調査費		30,516	30,082
調査費		5,830	5,998
委託調査費		24,685	24,083
委託計算費		1,376	1,311
営業雑経費		5,464	5,435
通信費		125	92
印刷費		966	970
協会費		79	86
諸経費		4,293	4,286
営業費用計		83,689	80,715
一般管理費			
給料		11,716	11,113
役員報酬		425	379
給料・手当		6,856	7,067
賞与		4,433	3,666
交際費		132	107
旅費交通費		482	514
租税公課		1,107	1,048
不動産賃借料		1,221	1,223
退職給付費用		1,110	1,474
固定資産減価償却費		2,706	2,835
諸経費		9,131	10,115
一般管理費計		27,609	28,433
営業利益		31,148	31,843

		前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
--	--	--	--

区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	1	4,031		6,538	
受取利息		4		0	
その他		362		424	
営業外収益計			4,398		6,964
営業外費用					
支払利息		2		1	
金銭の信託運用損		312		489	
時効後支払損引当金繰入額		13		43	
為替差損		46		34	
その他		31		17	
営業外費用計			405		585
経常利益			35,141		38,222
特別利益					
投資有価証券等売却益		20		20	
関係会社清算益	3	-		29	
株式報酬受入益		75		85	
特別利益計			95		135
特別損失					
投資有価証券等評価損		2		938	
関係会社株式評価損		-		161	
固定資産除却損	2	58		310	
投資損失引当金繰入額		-		707	
特別損失計			60		2,118
税引前当期純利益			35,176		36,239
法人税、住民税及び事業税			10,775		10,196
法人税等調整額			439		370
当期純利益			24,840		25,672

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年4月 1 日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株 主 資 本 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計	
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,635	55,927	86,837
当期変動額									
剰余金の配当							25,598	25,598	25,598
当期純利益							24,840	24,840	24,840

株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	758	758	758
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,876	55,168	86,078

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	41	41	86,878
当期変動額			
剰余金の配当			25,598
当期純利益			24,840
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	29	29	29
当期変動額合計	29	29	788
当期末残高	11	11	86,090

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株 主 資 本 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計	
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,876	55,168	86,078
当期変動額									
剰余金の配当							24,826	24,826	24,826
当期純利益							25,672	25,672	25,672
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	846	846	846
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,723	56,014	86,924

(単位：百万円)

	評価・換算差額等	
--	----------	--

	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	11	11	86,090
当期変動額			
剰余金の配当			24,826
当期純利益			25,672
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	21	21	21
当期変動額合計	21	21	868
当期末残高	33	33	86,958

[重要な会計方針]

1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの ... 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの ... 移動平均法による原価法
2．金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 38～50年 附属設備 8～15年 構築物 20年 器具備品 4～15年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
4．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。

5. 消費税等の会計処理方法 6. 連結納税制度の適用	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 (5) 投資損失引当金 子会社等に対する投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要額を計上しております。 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。 連結納税制度を適用しております。
---	--

【 未適用の会計基準等 】

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

【 表示方法の変更に関する注記 】

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期

首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」2,111百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」3,074百万円に含めて表示しております。

[注記事項]

貸借対照表関係

前事業年度末 (2018年3月31日)	当事業年度末 (2019年3月31日)
1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,781百万円	1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,434百万円
2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 708百万円 器具備品 3,491 合計 4,200	2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 736百万円 器具備品 3,106 合計 3,842

損益計算書関係

前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 4,026百万円 支払利息 2	1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 6,531百万円 支払利息 1
2. 固定資産除却損 建物 4百万円 器具備品 0 ソ フ ト ウ エ 53 ア 合計 58	2. 固定資産除却損 建物 -百万円 器具備品 3 ソ フ ト ウ エ 307 ア 合計 310
	3. 関係会社清算益 関係会社清算益は、関係会社の清算にともなう清算配当です。

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2017年5月12日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	25,598百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,970円
基準日	2017年3月31日
効力発生日	2017年6月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2018年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,826百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,820円
基準日	2018年3月31日
効力発生日	2018年6月25日

当事業年度(自 2018年4月 1 日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2018年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,826百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,820円
基準日	2018年3月31日
効力発生日	2018年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	25,650百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,980円
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月28日

金融商品関係

前事業年度(自 2017年4月 1 日 至 2018年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	919	919	-
(2)金銭の信託	47,936	47,936	-
(3)未収委託者報酬	24,059	24,059	-
(4)未収運用受託報酬	6,764	6,764	-
(5)有価証券及び投資有価証券	22,600	22,600	-

その他有価証券	22,600	22,600	-
資産計	102,279	102,279	-
(6)未払金	17,853	17,853	-
未払収益分配金	1	1	-
未払償還金	31	31	-
未払手数料	7,884	7,884	-
関係会社未払金	7,930	7,930	-
その他未払金	2,005	2,005	-
(7)未払費用	12,441	12,441	-
(8)未払法人税等	2,241	2,241	-
負債計	32,536	32,536	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,184百万円、関係会社株式9,033百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	919	-	-	-
金銭の信託	47,936	-	-	-
未収委託者報酬	24,059	-	-	-
未収運用受託報酬	6,764	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
其他有価証券	22,600	-	-	-
合計	102,279	-	-	-

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約

に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	1,562	1,562	-
(2)金銭の信託	45,493	45,493	-
(3)未収委託者報酬	25,246	25,246	-
(4)未収運用受託報酬	5,933	5,933	-
(5)有価証券及び投資有価証券	19,900	19,900	-
その他有価証券	19,900	19,900	-
資産計	98,136	98,136	-
(6)未払金	16,709	16,709	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	25	25	-
未払手数料	7,724	7,724	-
関係会社未払金	7,422	7,422	-
その他未払金	1,535	1,535	-
(7)未払費用	11,704	11,704	-
(8)未払法人税等	1,560	1,560	-
負債計	29,974	29,974	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており

ます。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,562百万円、関係会社株式12,631百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について1,100百万円（投資有価証券938百万円、関係会社株式161百万円）減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,562	-	-	-
金銭の信託	45,493	-	-	-
未収委託者報酬	25,246	-	-	-
未収運用受託報酬	5,933	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	19,900	-	-	-
合計	98,136	-	-	-

有価証券関係

前事業年度（自 2017年4月 1 日 至 2018年3月31日）

1．売買目的有価証券(2018年3月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(2018年3月31日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2018年3月31日)

該当事項はありません。

４．その他有価証券(2018年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	22,600	22,600	-
小計	22,600	22,600	-
合計	22,600	22,600	-

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2017年4月 1 日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月 1 日 至 2019年3月31日）

１．売買目的有価証券(2019年3月31日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(2019年3月31日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2019年3月31日)

該当事項はありません。

４．その他有価証券(2019年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			

譲渡性預金	19,900	19,900	-
小計	19,900	19,900	-
合計	19,900	19,900	-

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

退職給付関係

前事業年度(自 2017年4月 1 日 至 2018年3月31日)	
1．採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2．確定給付制度	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	19,546 百万円
勤務費用	929
利息費用	167
数理計算上の差異の発生額	1,415
退職給付の支払額	660
その他	0
退職給付債務の期末残高	21,398
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	16,572 百万円
期待運用収益	414
数理計算上の差異の発生額	395
事業主からの拠出額	510
退職給付の支払額	518
年金資産の期末残高	17,373
(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	18,163 百万円
年金資産	17,373
	790
非積立型制度の退職給付債務	3,235
未積立退職給付債務	4,025
未認識数理計算上の差異	3,768
未認識過去勤務費用	331
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	588
退職給付引当金	2,938
前払年金費用	2,350
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	588

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	929 百万円
利息費用	167
期待運用収益	414
数理計算上の差異の費用処理額	244
過去勤務費用の費用処理額	40
確定給付制度に係る退職給付費用	887

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	47%
株式	41%
生保一般勘定	12%
その他	0%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0.9%
退職一時金制度の割引率	0.5%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、195百万円でした。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	21,398 百万円
勤務費用	951
利息費用	179
数理計算上の差異の発生額	1,672
退職給付の支払額	737
過去勤務費用の発生額	71
その他	15
退職給付債務の期末残高	23,551

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	17,373 百万円
期待運用収益	434
数理計算上の差異の発生額	241
事業主からの拠出額	483
退職給付の支払額	579
年金資産の期末残高	17,469

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金

及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	20,181 百万円
年金資産	17,469
	2,712
非積立型制度の退職給付債務	3,369
未積立退職給付債務	6,082
未認識数理計算上の差異	5,084
未認識過去勤務費用	220
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,218
退職給付引当金	3,219
前払年金費用	2,001
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,218

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	951 百万円
利息費用	179
期待運用収益	434
数理計算上の差異の費用処理額	598
過去勤務費用の費用処理額	38
確定給付制度に係る退職給付費用	1,255

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	47%
株式	41%
生保一般勘定	12%
その他	0%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	0.7%
退職一時金制度の割引率	0.4%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、197百万円でした。

税効果会計関係

前事業年度末 (2018年3月31日)	当事業年度末 (2019年3月31日)
------------------------	------------------------

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>百万円</td></tr> <tr> <td>賞与引当金</td><td>1,434</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>910</td></tr> <tr> <td>投資有価証券評価減</td><td>417</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>409</td></tr> <tr> <td>投資損失引当金</td><td>-</td></tr> <tr> <td>ゴルフ会員権評価減</td><td>207</td></tr> <tr> <td>時効後支払損引当金</td><td>169</td></tr> <tr> <td>減価償却超過額</td><td>171</td></tr> <tr> <td>子会社株式売却損</td><td>148</td></tr> <tr> <td>未払社会保険料</td><td>107</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>566</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>4,543</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>735</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>3,808</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr> <td> その他有価証券評価差額金</td><td>5</td></tr> <tr> <td> 前払年金費用</td><td>728</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>733</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>3,074</td></tr> </table>	繰延税金資産	百万円	賞与引当金	1,434	退職給付引当金	910	投資有価証券評価減	417	未払事業税	409	投資損失引当金	-	ゴルフ会員権評価減	207	時効後支払損引当金	169	減価償却超過額	171	子会社株式売却損	148	未払社会保険料	107	その他	566	繰延税金資産小計	4,543	評価性引当額	735	繰延税金資産合計	3,808	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	5	前払年金費用	728	繰延税金負債合計	733	繰延税金資産の純額	3,074	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>百万円</td></tr> <tr> <td>賞与引当金</td><td>1,175</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>998</td></tr> <tr> <td>投資有価証券評価減</td><td>708</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>288</td></tr> <tr> <td>投資損失引当金</td><td>219</td></tr> <tr> <td>ゴルフ会員権評価減</td><td>192</td></tr> <tr> <td>時効後支払損引当金</td><td>172</td></tr> <tr> <td>減価償却超過額</td><td>171</td></tr> <tr> <td>子会社株式売却損</td><td>148</td></tr> <tr> <td>未払社会保険料</td><td>82</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>466</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>4,625</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>1,295</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>3,329</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr> <td> その他有価証券評価差額金</td><td>15</td></tr> <tr> <td> 前払年金費用</td><td>620</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>635</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>2,694</td></tr> </table>	繰延税金資産	百万円	賞与引当金	1,175	退職給付引当金	998	投資有価証券評価減	708	未払事業税	288	投資損失引当金	219	ゴルフ会員権評価減	192	時効後支払損引当金	172	減価償却超過額	171	子会社株式売却損	148	未払社会保険料	82	その他	466	繰延税金資産小計	4,625	評価性引当額	1,295	繰延税金資産合計	3,329	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	15	前払年金費用	620	繰延税金負債合計	635	繰延税金資産の純額	2,694
繰延税金資産	百万円																																																																																
賞与引当金	1,434																																																																																
退職給付引当金	910																																																																																
投資有価証券評価減	417																																																																																
未払事業税	409																																																																																
投資損失引当金	-																																																																																
ゴルフ会員権評価減	207																																																																																
時効後支払損引当金	169																																																																																
減価償却超過額	171																																																																																
子会社株式売却損	148																																																																																
未払社会保険料	107																																																																																
その他	566																																																																																
繰延税金資産小計	4,543																																																																																
評価性引当額	735																																																																																
繰延税金資産合計	3,808																																																																																
繰延税金負債																																																																																	
その他有価証券評価差額金	5																																																																																
前払年金費用	728																																																																																
繰延税金負債合計	733																																																																																
繰延税金資産の純額	3,074																																																																																
繰延税金資産	百万円																																																																																
賞与引当金	1,175																																																																																
退職給付引当金	998																																																																																
投資有価証券評価減	708																																																																																
未払事業税	288																																																																																
投資損失引当金	219																																																																																
ゴルフ会員権評価減	192																																																																																
時効後支払損引当金	172																																																																																
減価償却超過額	171																																																																																
子会社株式売却損	148																																																																																
未払社会保険料	82																																																																																
その他	466																																																																																
繰延税金資産小計	4,625																																																																																
評価性引当額	1,295																																																																																
繰延税金資産合計	3,329																																																																																
繰延税金負債																																																																																	
その他有価証券評価差額金	15																																																																																
前払年金費用	620																																																																																
繰延税金負債合計	635																																																																																
繰延税金資産の純額	2,694																																																																																
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>31.0%</td></tr> <tr> <td>(調整)</td><td></td></tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>0.2%</td></tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td>3.4%</td></tr> <tr> <td>タックスヘイブン税制</td><td>1.8%</td></tr> <tr> <td>外国税額控除</td><td>0.2%</td></tr> <tr> <td>外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税</td><td>0.3%</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>0.4%</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>29.3%</td></tr> </table>	法定実効税率	31.0%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	3.4%	タックスヘイブン税制	1.8%	外国税額控除	0.2%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.3%	その他	0.4%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.3%	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>31.0%</td></tr> <tr> <td>(調整)</td><td></td></tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>0.1%</td></tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td>5.6%</td></tr> <tr> <td>タックスヘイブン税制</td><td>2.6%</td></tr> <tr> <td>外国税額控除</td><td>0.6%</td></tr> <tr> <td>外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税</td><td>0.3%</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>1.3%</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>29.1%</td></tr> </table>	法定実効税率	31.0%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	5.6%	タックスヘイブン税制	2.6%	外国税額控除	0.6%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.3%	その他	1.3%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.1%																																												
法定実効税率	31.0%																																																																																
(調整)																																																																																	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%																																																																																
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	3.4%																																																																																
タックスヘイブン税制	1.8%																																																																																
外国税額控除	0.2%																																																																																
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.3%																																																																																
その他	0.4%																																																																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.3%																																																																																
法定実効税率	31.0%																																																																																
(調整)																																																																																	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%																																																																																
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	5.6%																																																																																
タックスヘイブン税制	2.6%																																																																																
外国税額控除	0.6%																																																																																
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.3%																																																																																
その他	1.3%																																																																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.1%																																																																																

セグメント情報等

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	3,000	短期借入金	-
							資金の返済	3,000		
							借入金利息の支払	2	未払費用	-

(イ) 子会社等
該当はありません。

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（*2）	37,482	未払手数料	6,691

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 (*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
 (*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、
ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入（*1）	3,000	短期借入金	-
							資金の返済	3,000		
							借入金利息の支払	1	未払費用	-

(イ) 子会社等

該当はありません。

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（*2）	34,646	未払手数料	6,410

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(* 1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(* 2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

1 株当たり情報

前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
1株当たり純資産額	16,714円33銭	1株当たり純資産額	16,882円89銭
1株当たり当期純利益	4,822円68銭	1株当たり当期純利益	4,984円30銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	24,840百万円	損益計算書上の当期純利益	25,672百万円
普通株式に係る当期純利益	24,840百万円	普通株式に係る当期純利益	25,672百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	35,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

* 2019年7月末現在

(2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社三井住友銀行	1,770,996百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

* 2019年7月末現在

(3) 投資顧問会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
ピムコジャパンリミテッド	13,411,674.44米ドル	金融商品取引法に基づき、投資運用業、投資助言・代理業、及び第二種金融商品取引業等を行なっております。

* 2019年6月末現在

2【関係業務の概要】

(1) 受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

(3) 投資顧問会社

委託会社から運用の指図に関する権限の一部委託を受け、信託財産の運用の指図を行ないます。

3【資本関係】

(持株比率5.0%以上を記載します。)

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2019年 2月22日	臨時報告書
2019年 3月28日	有価証券届出書の訂正届出書
2019年 3月28日	有価証券報告書
2019年 5月22日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2019年6月5日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀井 純子
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫻井 雄一郎
--------------------	-------	--------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	津村 健二郎
--------------------	-------	--------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第60期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2019年8月14日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 亀 井 純 子
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 志 保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（欧州通貨コース）の2019年1月16日から2019年7月16日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（欧州通貨コース）の2019年7月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2019年8月14日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

亀 井 純 子

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊 藤 志 保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（円コース）の2019年1月16日から2019年7月16日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（円コース）の2019年7月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2019年8月14日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 亀 井 純 子
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 志 保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（豪ドルコース）の2019年1月16日から2019年7月16日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（豪ドルコース）の2019年7月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。